

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

## 第2回会合

平成25年10月3日（木）

原子力規制委員会

(注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。)

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

第2回会合

議事録

1. 日 時 平成25年10月3日(木) 17:30～20:30

2. 場 所 虎ノ門SQUARE 4F 会議室

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

外部有識者

春日 文子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長、日本学術会議副会長

丹羽 太貫 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター国際連携部門  
特命教授、京都大学名誉教授

星 北斗 公益財団法人星総合病院理事長、福島県医師会常任理事

森口 祐一 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

原子力規制庁

森本 英香 次長

角田 英之 放射線対策・保障措置課長

石川 直子 放射線対策・保障措置課企画官

室石 泰弘 監視情報課長

内閣府

田村 厚雄 原子力被災者生活支援チーム参事官

復興庁

星野 岳穂 統括官付参事官

環境省

桐生 康生 放射線健康管理担当参事官

森下 哲 放射性物質汚染対策担当参事官

文部科学省

中村 雅人 大臣官房政策課長

厚生労働省

山田 敏充 保健指導室長

農林水産省

太田 豊彦 大事官房食料安全保障課長

#### 4. 議 題

- (1) 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームにおける検討事項について
- (2) 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム（第1回会合）のご指摘に対する回答について
- (3) その他

#### 5. 配布資料

〈参考資料〉

参考資料1 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて

参考資料2 原子力災害対策本部関係省庁説明資料（別紙1 線量水準に関連した考え方）

参考資料3 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム第1回会合議事録（案）

〈検討チーム有識者提出資料〉

森口祐一氏御説明資料

〈関係省庁持込資料〉

原子力災害対策本部関係省庁説明資料

#### 議事

○中村委員 時間になりましたので、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームの第2回の会合を開催させていただきたいと思います。

前回、第1回目のおきも説明をしたんですけども、誤解がないように何回も繰り返してお話をさせていただきたいと思ひます。

この検討チームは、原発事故の後、避難をしていらっしゃる方が、これからもとの場所に戻ろうか、どうしようかということを決める、その材料の一つとして検討していただくものです。特に帰ってこられることを強制しようとしているわけではありません。

ただ、後でも述べますけれども、既に帰らないと決めている人たちが、ここでの話を聞かれて、あるいはここでの資料を御覧になって、そういうことだったら戻ってみようかなと考え直されるようなことがあったら、それはそれでこの検討チームの一つのミッションは終わるものだと思ひています。

ただ、これも後で取り上げますけれども、前回、御指摘がありましたように、現在、福島に住んでいらっしゃる方、あるいは福島ではないところに住んでいらっしゃる方でも、今なお、この放射線について不安を感じていらっしゃる方、それから、福島の特には原発事故の現場で働いていらっしゃる方、そういった方々も、やはり放射線に対して不安を持っていらっしゃるということが十分にわかります。

ですから、ここでは帰還に向けた安全・安心という名前をつけていますけれども、そういった方々もこの検討チームで議論をしている内容とか、配られている資料とかいったようなものを参考にして、少しでも不安が軽減できるような形になっていけば、それはそれで一つのまた検討チームのミッションだというふうに思ひています。

そういったことを踏まえて、まず今日の、前回のこととあわせて、今回の会合を開かせていただきたいと思います。

まず、事務的な連絡で、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。

事務局のほうでちょっと変更がありまして、本日から、原子力規制庁、放射線対策・保障措置課の課長は角田さんが担当していただきますので、角田さんのほうから、この配付資料について、御確認をお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○角田課長 お手元の資料でございますが、座席表、議事次第の後に、参考資料1といたしまして、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについてでございます。それから参考資料2といたしまして、線量水準に関連した考え方でございます。次に、参考資料3といたしまして、これは前回の第1回会合の議事録(案)でございます。続きまして、森口先生からの御説明資料ということで、1枚お持ちいただいております。それから、その次が原子力災害対策本部関係省庁説明資料ということで厚い資料、それからその参考と

いたしまして、最後に福島復興再生基本方針の資料を御用意させていただいております。

不足等ありましたら事務局に御連絡くださいますよう、お願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。過不足等がありましたら御連絡くださいませ。

それでは、検討チームの検討を始めさせていただきたいと思います。

最初にお断り申し上げます。前回もありましたように、特に御紹介はいたしませんけれども、恐れ入りますが、御発言の際には御所属とお名前を言っていただけると、後々の議事録等のつくり方、あるいはこのYouTubeでの公開の時に非常に助かりますので、御所属とお名前を、御発言の前に言ってくださるようお願いいたします。

と同時に、事務のほうから御連絡が行っていると思いますが、マイクの都合で、全員がオンにしますと、ハレーションが起きてお聞きづらいことがありますので、恐れ入りますが、発言が終わりましたらマイクのスイッチをオフにさせていただくように、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

本日は、この検討チームのメンバーの中で、明石先生がWHOの会議に御出張でございまして、御欠席でございまして、いただきました御意見は、私が後で代弁をさせていただきます。

それでは、まず最初に、第1回の会合の議論を含め、内閣府、原子力被災者生活支援チームのほうから、本件とチームに対して検討をお願いしたい項目について、再度、1回目のことも踏まえて御説明がありますので、御担当がたしか田村様でしたね、よろしくお願いいたします。

○田村参事官 内閣府の原子力被災者生活支援チームの田村と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

それでは、着席して説明させていただきます。

関係省庁説明資料におきまして、2ページ目でございますが、帰還に向けた安全・安心対策の策定についてという資料がございます。こちらにつきましては、前回の会合におきまして、各先生方からのコメントを受けまして、今回、原子力規制委員会に御検討を依頼しました事項に関しまして、原子力規制委員会と原子力災害対策本部、こちらとの役割分担につきまして、我々原災本部に属する支援チームといたしまして取りまとめさせていただいた資料でございます。

そこで2ページ目でございますが、上ほどの赤枠が原子力規制委員会、それから、下の青枠が原子力災害対策本部という役割を書かせていただいております。

今回、線量水準に応じた防護対策の具体化ということで、上の原子力規制委員会のほう、丸に書かせていただいておりますが、科学的・技術的な見地から検討をいただきまして、基本的方向性を提示していただくということを御依頼させていただいたということがございます。

点線枠囲いの部分につきましては、後ほど、また別なページで御説明申し上げたいと思います。

大きく申し上げますと、線量水準に関連した考え方、それらを踏まえました安全・安心対策の策定、こういったことに関しまして、科学的・技術の見地から御検討いただくというのが原子力規制委員会の役割というふうに考えてございます。

それを受けまして、下でございますが、帰還に向けた安全・安心対策の具体化ということで、原子力災害対策本部としてきちんと施策として仕上げていくというようなことを考えているという次第でございます。

それに当たりましては、左の下にぐるりと矢印がおりてございますけれども、こちら検討チーム、原子力規制委員会のほうで御議論いただいた内容につきましては、必要に応じて、それぞれ下のほうにも枠囲いがございますが、インフラ整備であるとかまちづくり、こういうものにつきましてもきちんと原子力災害対策本部としてしっかり受け止めまして、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

その上においては、例えばその右下の枠にもございますとおり、長期的な対応が求められる地域の方々に対しましても、さまざま対策を講じまして、原子力災害対策本部としてきちんと対応していくということとしてございます。

それから、1枚ページをおめぐりいただきますと、4ページ目からは、今後の対策の策定に当たり、確認及び検討が必要と考えられる主な項目と題します資料をつけさせていただいております。

こちらの資料につきましては、これまで支援チームがお聞きしてきた、例えば地元のお考えであるとか、さまざまな有識者からの御意見であるとか、あるいは、前回も御紹介申し上げましたとおり、国際的な知見あるいは海外調査の結果等々を踏まえまして、今後の安全・安心対策の基本的方向性を御議論いただくということをさらに深めていただくということの意味合いにおきまして、本日、御紹介させていただきたいというふうに考えた次第でございます。

具体的には、5ページ目以降には、対策メニューとしてどのようなものが想定されるの

か、あるいはメニューに応じた検討の視点であるとか、あるいは確認項目としてどのようなものが考えられるかについて、こちらにつきましても支援チームといたしまして取りまとめしてみたというものでございます。

したがって、これから御説明する内容につきましては、現在のところ、必ずしも関係省庁間の中でセットされているという内容ではございませんが、こちら、検討チームでの御議論を踏まえまして、しっかりと関係省庁とも御相談させていただきながら、よりよい内容に高めてまいりたいというふうに考えてございます。

5ページ目以降につきましても、支援チームといたしまして、まだまだ思いが至っていないという部分も多々あるかもしれません。何とぞ委員の先生方の皆様の御指導のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、4ページ以降を御説明申し上げたいと思います。

支援チームといたしまして取りまとめた内容といたしましては、まず、4ページ目の上ほどの青枠でございますが、1番に線量水準に関連した考え方の確認というものがございます。こちらにつきましては、前回会合におきまして、本日の参考資料にもついてございますが、いわゆる放射線による健康影響、あるいは避難指示あるいは解除等々の、線量水準の国際的整合性、こういったものをお示ししたということでございます。そういったものを踏まえまして、今後、住民の方々が健康に安全・安心に暮らしていくためのさまざまな対策をきめ細やかに提示していくと、こういうことが必要ではないかと。その具体化といたしましては、2番目でございますが、安全・安心対策の策定に向けて検討が必要と考えられる主な項目として挙げさせていただいてございます。

まず、(1)番目が、個人線量をきちっと正確にはかっていくと、正確に把握するということが必要ではないかというふうに考えた次第でございます。

それを受けまして、(2)番目が健康不安を低減する対策といたしまして、左ほどが、いわゆる健康リスクを低減していく仕組みの確立、これには除染以外の対策、それから除染も含めてでございますが、そういう仕組みの確立というのが必要ではないかということ。それから右ほどが健康づくり、こういったものを確保する仕組みというものが必要ではないかということ。

それから(3)番目が、それらを支えるリスクコミュニケーション、こういったものによって、リスクについてきちんと情報共有を図っていただくということがベースとして必要かというふうに考えてございます。

加えまして(4)番目が、コミュニティによる取組を促進する、希望ある地域を創造する、そういった取組というものが需要ではないかというふうに考えてございます。

最後の(5)番目が、国が責任を持って長期的に支援を行う体制の整備ということを挙げさせていただいてございます。

5ページ目以降は、それらの検討の視点、それぞれのメニューに応じた検討の視点、それから現在の取組、それから、それらを踏まえた具体的な確認項目ということでまとめさせていただいてございます。

まず、線量水準に関連した考え方につきましては、前回の資料でお示しして、いろいろ御確認いただいたわけですが、例えば枠囲いのところに書いてございます、ICRP 勧告、それらの健康リスクというようなもの、あるいは現存被ばく状況における参考レベル等々、それから、ここは点線囲いの星印につきましては、前回の会合において委員の先生から御指摘のあったポイントを書かせていただいておりますが、子どもと大人との感受性の違いの考慮であるとか、線量水準の考え方のきちんとした提示、こういったところも御指摘いただいたというところでございます。

そういった上で、次の6ページ目でございますが、真ん中ほどに具体的な確認項目を書かせていただいております。こちらにつきましては、国際的な考え方を整合するものであること、そういったものを御確認いただくということが必要かなというふうに考えてございます。

それから、6ページ目の2.以降が、それぞれの線量水準の考え方を踏まえたさまざまな対策として、支援チームが考えているメニューを書かせていただいております。

まず、2.の(1)でございますが、きめ細かな個人線量の把握ということで、今後、個人個人の生活パターンに応じたそれぞれの個人線量を把握していくことが重要ではないかという点。それから、それらの結果の扱いというか、そういった点。そういったところが必要ではないかというところを視点として挙げさせていただいております。

それから、7ページ目の(2)番目、健康不安を低減する対策といたしまして、まずは①のところ除染以外の対策というものを書かせていただいております。除染以外の対策といたしまして、どのようなメニューがまずあるのか、きちんと具体化する必要があるのではないかという点等々、あるいは生活圏近傍のマッピング、こういったものも必要ではないかということをもとめさせていただいております。

それから、下の8ページ目でございますが、そういったものに対する具体的な検討項目



としては、さまざま考えられるのではないのでしょうかということです。例えばマッピングの際の測定手段であるとか測定メッシュとか、こういったもののあり方といった点等々があるのではないかとということでございます。

それから、8ページ目の②番目が、除染の件を記載させていただいてございます。こちらにつきましては、前回の会合におきましても、画一的な除染ではなく、現場の実態に即したより適切な方法での除染に務めるべき等々とのコメントをいただいたというふうに認識してございます。

それを受けた検討項目といたしましては、9ページ目に環境放射線量の低下についての見通し等々を挙げさせていただいてございます。

それから、2-2でございますが、こちらが健康づくりを確保する仕組みというところでまとめさせていただいてございます。

①といたしまして、健康診断や健康相談の実施、それから②といたしましては、保健活動等の充実、あるいは専門人材の育成、こういった専門人材におきましては、9ページの一番下に②にもまとめさせていただいてございますが、保健師さん、こういった方々の地元に着した方々による健康づくりをサポートする専門人材、こういった方々をどうやって育成していくかということが必要ではないか、重要ではないかというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、それらに対しまして具体的な検討項目ということでございますが、医療や介護人材等の十分な確保であるとか、あるいは在宅医療とか介護、それから巡回サービス、こういったものの充実、今後の対応、そういったもの等々を書かせていただいております。

それから、10ページ目の③には医療機関等の復興ということで、長期の避難により機能が失われた保険であるとか医療であるとか、そういったものの再開に向けたサービス拠点であるとか、専門の人材の十分な確保、そういったものが必要ではないかというふうに考えてございます。

それから④番目が健康問題・心のケアへの対応、長期避難による健康問題・心のケアへの対応でございます。そういったものも必要ではないかというふうにまとめさせていただいております。

それから11ページの(3)地元に着したリスクコミュニケーションでございますが、わかりやすい情報の提供、あるいはリスクミの取組によって不安がどれほど取り除かれてい

るかを確認し、今後の対策に反映することが必要である。これは前回の先生のコメントを踏まえて記載させていただいてございます。

それに対しまして12ページでございますが、具体的な検討項目といたしましては、やはり放射線の知識を有する保健師さん、こういった方々の地元に着した健康づくり、こういったもののあり方等々を検討していく必要があるのではないかとということを書かせていただいております。

それから(4)番目は、コミュニティによる取組促進し、希望ある地域を創造する取組。生活再建あるいは生活設計、前回にも御議論いただいたところでございますが、そういったものに関する整備等々が必要ではないかというふうに書かせていただいております。

それから、最後でございますが、(5)番目、13ページでございますが、国が責任を持って、長期的・継続的に支援を行う体制の整備。こういった取組も、安全・安心対策の取組を、国が長期にわたって継続していく、そういう中核の体制整備というものが求められるのではないかとまとめさせていただいております。

私からの御説明は以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。今、御説明がありましたように、星の部分が、1回目の各検討チームのメンバーからいただきました、こういう検討も必要ではないかということで、項目として加えていただきました。

ただ、結果的に検討してほしい内容というのが、具体的に言うと、これ丸がついているは全て丸が、検討依頼ということで、結果的に丸が増えております。

もちろんこの検討チームで全てを検討させていただきたいのは山々なんですけど、時間的なこともありますし、いろんな形で少し絞らせていただかなければならないことに、多分なと思います。

今日、先ほど御紹介いたしましたように、明石先生がWHOのほうに御出席ということで、御意見というか、一応私のほう宛てにメールをよこしてくださいました。

そのメールをちょっと御紹介させていただくと、前回の会議に参加させていただいて感じたことを書かせていただきますということで、これはお手元には資料はないんですけども、公開という形でしたらまた改めてこれを出させていただきますが、今回は10月3日には出席することができませんのでということで、「この検討チームでは、まず放射線に関する不安に関することを前面に出さないと焦点がぼけてしまうような感じがします。総合的なことは他の省庁でも検討できますが、放射線に関することは原子力規制委員会しか

できません。健康診断も放射線影響を特異的に検出するものではなく、内容を十分検討し、住民の方に説明できることが求められていると思います。広い視野を持った先生から構成されているこの検討チームでの議論が不可欠です」というような御意見をいただきました。

確かに、原子力規制委員会、ここで話をするのもおかしな話ですけども、放射線原子力についての専門の委員会でございます。そういったことも含めて、この検討チームで検討させていただく内容に関しては、少し焦点を合わせていくという形で検討を進めさせていただきたいとは思っております。

ただ、前回のことも踏まえまして、またこの検討の進め方について、先日、森口先生のほうからも、この検討の進め方ということで御意見があるというふうに伺っております。

お手元のほうには、森口先生のほうで御用意いただきました1枚紙がございますけれども、お手数ですがそれをお使いになって、ちょっとその検討の進め方とかいったようなものについて御説明をお願いできますでしょうか。

○森口教授 説明のお時間を頂戴してありがとうございます。ちょっとこの内容に入る前にお願いがございますけれども、今日の会議資料のホームページへのアップが会議の開始時刻に間に合っていなかったようで、視聴者の方から早く資料が見たいということがネット中継でございましたので、次回以降、ぜひそのあたりを御配慮いただければと思います。よろしく願いいたします。

それで、この資料を用意させていただきました思いを少しお話をさせていただきたいと思います。今、中村委員のほうから御紹介がございました明石先生の御意見にも関わるわけですけども、用意させていただきました資料の中央下側に、本チームに検討を求められた出発点と書いてございます。これはまさに明石先生がおっしゃったとおり、放射線の被曝、防護に関わることをやはり中心に議論すべきであるという、こういう御指摘かと思っております。

その一方で、前回、私も申し上げましたように、あるいは丹羽先生からも御発言ございましたように、帰還に際しては生活設計全般、あるいは帰還とは限らないかもしれませんが、避難しておられる方々にとりましては、今後生活設計全般に関わる情報がやはり必要なのではないかと。

それで、これは別の検討の場であれば、そういう検討の場が別途設けられるのであれば、このチームでは当初求められた出発点と、このところに議論が専念できるのではないかと。しかし、そういう部分がなかなかない中で放射線防護の話だけをしているということ

が、本当に帰還を選択される方、あるいはそれ以外の選択肢をとりたいとお考えになる方にとって、情報として十分かと言うと、それはそうではないのではないかと。そういうことでこの紙を用意させていただきました。

趣旨はそれで尽きているわけですがけれども、横軸のほうには、左のほうに、放射線防護について、それから右のほうに生活設計全般についてということで、これも全部の広がり、全てのことについて、この限られた時間で議論することはできないということかと思いますので、左側のほうが中心になろうということかと思います。

それから、線量水準の高低ということはこの図では上下に書かせていただいておりますけれども、このタイミングでこの議論がなされているというのは、避難指示の解除が比較的早い段階でなされることがそろそろ想定されつつある、早いと言いましても既に2年半経っているわけですがけれども、間もなくそういう動きが出てくるということの中で、このタイミングで議論がなされているというふうに考えております。

したがって、現在のメニューはそういったところを中心に考えていくのかと思えますけれども、そこで議論をすると、必然的に、じゃあその線量水準の高いところというのとはどういうことになっているのかということについても当然関心が高まってくるかと思えます。

その帰還以外の生活設計支援の具体化の必要性がより高い地域という書き方をしております。こういう書き方が適切かどうかわかりませんが、その帰還により長い時間がかかるのであれば、それ相応の生活設計の支援の検討の必要性が高かろうということで、冒頭に申しあげましたように、この図の右上に書いております別の検討の場を設けていただきたいということを、この検討チームとしては申しあげるということではできるのかなと思っております。

先ほど資料で説明いただきました2ページの赤の点線の枠の中にも、そのようなことが書かれているのかなと思えますので、この検討チームの、ミッションはミッションとして与えていただいて、ただ、1回目に議論のあった部分についてはどこかで議論していただけるということをお約束いただいたほうが、私どもとしては議論に専念しやすいだろうということでございます。

もう1点だけ御説明をさせていただきますと、基本的にはここの検討対象というのは、現在、避難しておられる、避難指示が出ている区域についての解除後の議論かと思えますが、特により早い時期に避難指示解除が想定される地域、先ほど、個人線量計のような話もありましたけれども、そういったところの線量レベルと、避難指示が出ていない区域の

中で比較的線量の高いところを比べますと、むしろ後者のほうが線量が高いようなケースが出てくるかと思えます。

そういったことで、避難指示区域外で相対的に線量の高い地域の居住者、あるいはそういう理由で自主避難をしておられる方もいらっしゃると思うんですけども、そういった方々に対する措置ですね、そういったこととのやはりバランスということも考える必要があるのではないかと思いますので、その点、この図の中にも明記をさせていただきました。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

非常に1回目のことを踏まえて、私どもの事務局のほうでまとめなければいけない内容のことをきちんとまとめてくださって、逆に感謝をいたします。

先ほどお話がありましたように、また私も、それから最初に申しあげましたように、明石先生の御意見も御披露させていただきましたように、いろんな形でこの検討チームというのはこのことについて論議をしていかなければならないのは確かです。ただ、私どもに与えられた時間と、それからいろんな形の制限があって、優先順位ということがまずあります。そういうことも踏まえて、それから、この検討チーム、これは原子力規制委員会というこの一つの透明性で、皆さんがこの資料を御覧になるということが大前提の上で、皆さんがこの検討チームに参加をしているということ、ここで議論をしているということが、いろんな形で皆さんで情報を共有するということを考え合わせますと、やはり検討チームで優先的にまず検討していただく内容のこと、放射線に関して原子力規制委員会が持っているミッションといったようなものと考え合わせますと、ある程度この期間の中で焦点を絞って御議論をしていただくほうが、答えがより明確に見えるということになるというふうには考えております。

ただし、そのことは今、森口先生からおっしゃられた、あるいはこれまでに挙げてきた内容で、対象となっていない方について、放射線に対する不安とか、あるいは放射線に対する不安以外のものに対する不安について、全く目を配っていないということを意味しているわけでは決してありません。それはいろいろな形で、国としてこの原発事故で起こったことによる代償といいますか、そのことについては、国はいろんな形で手当をしていかなければいけないと思っています。それは原子力規制委員会という形はなくて、総合的なものです。ですから、一番の思いは、まず前提となるのは、そういう人たち、そういう不安をいろんな形で不安を感じていらっしゃる方というのは、それはまず絶対に無視をして

いるわけではなく、必ず思いの中にあるということ。

それからもう一つは、ここで言っている議論というのは、それをどういうふうにするか、帰還をするか、あるいは不安をあれするかということについては、それぞれの方々の自由意思を尊重する、あくまでもその方の意思を尊重する。どういう選択をしようと、どういう形をしようと、それはその方々の意思の尊重するということが大前提になっていると思います。

それと踏まえて、これからどこに住んでいくのか、どんな人生設計をしていくのか、子どもたちの将来がどうなっていくのか、どんな新しいコミュニティをつくっていくのか、そういった自分たちで考えて、その人たちが実現している環境を整う、これは国としてもお約束をしなければいけない内容だと思っています。

そういった意思を尊重しつつ、さまざまな選択肢を提示しながら、そして最も重要なことは、それぞれに対してどんな些細なことであったとしても、その人々によってそれは些細なことではなく、非常に重要なことですから、それに対して丁寧に思いやりを持って対応していくということが、国の全体的な基本だと思っています。

その上で、今回は、やはりまず第一のミッションとして、この2年半にも及ぶ長期の避難、私は避難とほとんど思えない、移住に近いと思っていますけれども、そういうような避難、それから、一応、避難指示区域から避難している人たちの中で帰還をしたいという方々に対して、帰還した際の長期的な対策のメニューを示す、こう書いていらっしやった場合に、こういうふうな手当があります、こういうふうなお示ししたいというのがメニューです。それが不可欠だというふうに考えます。

そのメニューが、先ほど幾つか示されているものですがけれども、そのメニューをもとに帰還したいという方々が自分たちで考え、あるいはメニューをもう少し変えてみよう、こういう形のメニューだったらいかがだろうかということをご検討していただくということが、まず最初のミッションだとは思っています。

ただ、一方で、先ほど森口先生や、この前から指摘をされていますように、避難指示区域であった区域への帰還を選択しない人たち、つまり引き続きそこで居住をされる方、あるいは移住を、別のところにまた移住をされたいという方々、それから、避難対象地域にならなかったけれども、明らかに、先ほどちょっと森口先生のほうから御指摘がありました、やはり放射線は高いといったような形で、かえって不安を持っていらっしやる方々。それで、繰り返しになりますけれども、福島第一原子力発電所における作業員を初めとし

て、その事故の対応をしている方々、この方々は、もっと大きく、あるいはこの方々の御家族は、被ばくといったようなものに対して、それ以上の不安を持っていらっしゃるかもしれません。そういったことに対しては、国としての、もちろんこれは、将来的には原子力規制委員会のミッションかもしれませんが、今すぐというのではなくて、まず国としての取組は必要ではないかというふうに考えています。

ですから、それはまた改めて問題提起をさせていただきますが、やはりこういったことについて決して無視をしているわけではなく、十分に国は考えているんだということは、少なくとも、ちょうどこのいい機会ですから、ここにいろんな関係省庁の方もいらっしゃいますので、そういったことは心にとめていただきたい。これは原子力規制委員会としての十分なメッセージとして受け止めていただきたいというふうに思っています。どうぞよろしく、私の口からもお願いいたします。

そういう形で、いずれは問題提起がされますけれども、真摯に受け止めていただきたいと思っています。

とりあえずは、こういった形でミッションとして喫緊の課題として検討を進めさせていただきますと思っていますけれども、それでメンバーの方はよろしいですか。

○星理事長　そういうことになるんだろうなと思っていましたけれども、私の意見と言いますか、先般申し上げたこと、今、中村委員がそういうふうに受け止めてくれて、そういうふうに言っていたことで納得するべきかもしれませんが、そもそもあまり納得するタイプではないので。

非常に言葉が悪いかもしれませんが、そういう場当たりのなという言葉はきっと悪い言葉だと思いますが、場当たりのにしていったからこそ、今この問題が残っているんだという認識をぜひ持ってほしい。あの現場に住んでいて思いますし、いろんなことをしていてと思いますが、省庁で準備ができることだけを議論して、いろんな意見を無視して、あるいは取り上げないで、議事録には残っているけれども文書にならないままに2年間放置されたことがたくさんあります。

福島県で行ったいろんな会合の中での、私も本当にそういう思いをして、とても辛い思いをしました。またここでそのことを繰り返すのかと思うととても辛いですが、場当たりのでない対応を私はすべきだと思って、ここで時間がないとか、帰還者がいるからという話が、もしそれが本当に最優先の事項なら黙って従いますけれども、私は実はそうだと思っていないので、あえて発言をさせていただきます。

特に、原発の作業員の方について言うと、我々は、我々よりもっと苛酷な環境で被ばくをされている方々が、それによって対価を得ているからいいじゃないかなんてことは決して思わないわけです。そして、そういう厳しい環境にある方々がどのような健康被害の要素があるのかということには、やはり興味を持っています。それについては我々は知る権利なんて格好いいことは言いませんけれども、知らされるべきだと思っていますし、そのための準備はしておかなければいけないと思います。これが5年後になって、いろんな調査をするのが難しくなってから、じゃあそれから始めましょうかというのでは、私は間に合わないんだと思うんです。どんどん今でも、多分、私は想像でしかできませんが、原発作業員がどこでどんなことをしていたかという記憶や記録は、どんどん失われていっているんだと思います。

そういう中であって、もし本当にそういうことを先送りにもしするのであれば、私はここから出す報告書に、口頭ではなくて、ちゃんと文書に書いて、そして誰が引き取るのか、どこで引き取るのかということを書いて、この会を終えるなら終わってほしいです。次に検討の場を設けるというアイデアが出されましたので、その検討の場を設けるのであれば、そこに検討の場として出すのだというようなことを明示していただきたい。明示されなかったお陰で全く取り上げられずに、今、議事録をひっくり返したら出てきましたねという話がたくさんあります。私は非常にそれは不満です。前にもその話をしたはずです。

ですからここに、顔ぶれは変わっていないのかもしれませんが、来てほしいような人が来ていないような、来てほしい省庁が来ていない気がします、私は。ですから、本当に帰還をされる人、あるいは福島県民のことをかわいそうだと思ってくれるなら、本当に皆さんにはその意識を共通・共有してほしい、そのように思います。

○中村委員 ありがとうございます。

私のほうで言葉が多分足りなかったんだと思うんですけれども、私のほうで、今、私が申し上げたことは、もちろん議事録には載りますし、形として、次回のところに、きちんとまとめたものを1枚紙で用意をするつもりでおります。

その上で、今、星先生がおっしゃったような形の、いわゆる確約とか、次の検討議題とかというようなこと、今日はちょっと後半になりますけれども、先日、星先生のほうから御質問があった件について、少し答えは用意はされているようではあります。ただ、恐らく満足のいくお答えでないことは十分わかってはおります。

ですから、これは、先ほども申し上げましたように、検討しないとか、あるいは優先順



位が後ろになっているという意味ではなく、順番に検討していく中で、もちろん最後のところの取りまとめ、いつのところを取りまとめというかは別ですけれども、1回ずつ、場合によっては念を押していくということも可能性として、次までに検討してください、あるいは次までにお答えを下さいというような形で規制委員として責任を持ってそういう会の進め方にはさせていただきます。そういう形で関係省庁の方々にもお答えを用意していただきたいし、あるいは参加をしていただきたいと思います。

そのことが最終的には各省庁の方々はその責任をとるという意味ではなく、これだけのことをやっているということを表示をするいい形のメッセージだというふうに捉えられると思うんです。決して無視をしているわけではない、考慮しているんだということが、このYouTubeを使うことによって、あるいは議事録という形ではなくて、資料を出すということによって、みんなにメッセージが伝わるいいチャンスだと思います。ですから、十分にこの検討チームという形のこの会合を御利用いただいて、各省庁がこれだけのことをやっているんだということをお見せください。それが星先生やほかのメンバーの方々から言われている要求に対してきちっと答えるという形にはなっていくと思います。

ということで、よろしいですか。

○星理事長 はい。

○中村委員 それでは、ちょっと先にそれで進めさせていただきます。一応、またいろいろな形で次回のところでまとめさせたようなものを1枚紙で御用意はさせていただくと思いますけれども、続々と検討しなければならない案件が次から次へと出ておりますので、まず最初に、各委員から御指摘があった事項というのが、先ほど田村さんのほうから、星マークでしたっけ、そういったこともありまして、幾つか宿題が出ています。その宿題について、まず最初に、線量水準に関連した考え方についてということで宿題が出ておりますので、この件に関して説明というか、お答えというか、宿題への答えというかあれですけど、それを、内閣府、原子力被災者生活支援チームの田村さんから、御説明をお願いいたします。

○田村参事官 内閣府の支援チームの田村でございます。

お手元の、ページ数が15ページ、こちらに各種の線量基準一覧という形でまとめさせていただきます。

こちらにつきましては、左の欄が国際的な考え方、こちらにつきましては、前回あるいは本日の参考資料にもついてございますが、線量水準の考え方でも御説明申し上げました

とおり、100mSv以下の被ばくに関する国際的な認識、それから、次の欄がICRP勧告に基づきます事故時の目安であるとか、あるいは平時の移行時期の目安であるとか、そういったところをお示ししたというところがございます。それから、右の欄が現在の我が国における各種線量水準をまとめさせていただいております。

それにつきまして、前回も申し上げましたとおり避難、それから避難指示区域の見直し、それから除染も書かせていただいております。それぞれ、例えば帰還困難区域であれば、事故から6年経過後、年間20mSv超という、線量としては4～50mSv等々、基準として設定してきた経緯があるということがございます。

それが、前回、それが例えば空間線量なのか個人線量なのかというお尋ねがございました。改めまして、上の現在の各種線量基準の下に、水色で定点測定による線量推定、これは空間線量による線量推定と読み替えていただいても結構でございますが、こういう区域の見直しにつきましては、空間線量による線量推定を行っているということがございます。

それから、右ほどに、食品規制、それから事業者の関係、これも書かせていただいております。食品規制につきましては、下ほどでございますが、食品からの追加の被ばく線量、これを考慮いたしまして年間1mSv、これから求められる濃度といたしまして、それぞれが決められているということがございます。

それから、事業者の方々につきましては、上ほどに事業者の方々の線量限度、それから、下ほどに事業所における敷地境界、こちらの線量限度を付記させていただいているということがございます。

御説明は以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

この線量という表現、あるいは線量基準ということに関しましては、丹羽先生も多分、私も、こういういろいろな線量ということに携わってきてよく御存知だと思っているんですけども、なかなか表現が難しく、ICRPでもいろいろ線量という表現についてちょっと難しく、日本でもなかなか説明のしにくいところではあります。

ただ、全体的にはこういうような枠組みになっているということで、今回、帰還という形であるならば、一応20mSvという形で戻ってきていただきたいというような提示の仕方、そういう意味での線量基準なんですけど、ここの数値を動かすとまた混乱が起きますので、このままの数値の形で何か付け加えなければいけないようなもの、あるいは御質問のようなものがありましたら、メンバーの方からお願いします。

どうぞ。

○春日部長 春日です。

私も専門家ではありませんけれども、少なくともこちらの図に整理していただいた中で、もう一つ考えなければいけない軸というのが、時間と、それから自然放射線と、それに対する、それに加わる追加被ばくの考え方、さらにもう一つが、放射線管理区域の規制のことです。

順番に申し上げますが、まず、一番左の線量の三角印ですね。これは積算線量だと思えます。それを想定してここに書かれているのではないかというふうに思います。それに対して、その次の欄、左から2番目は、これは書いてあるとおり年間ですね。ですので、これが帰還した後10年、30年、50年と住み続けたときにどうなるかということが一目でわかるような何か工夫をしていただけるとありがたいというのが一つです。

それから、あくまでもICRPの勧告、その他のものは、自然放射線に加えて追加される被ばく量だと思うんですけども、今の書き方ではちょっと一緒に見えてしまっている点が心配です。

3点目に申し上げた、放射線管理区域に関する規制ですけども、これは一部は多分事業所、一番右のところに書いてあるかもしれないんですけども、もう少し細かい規制があると思うので、それも参考に加えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○森口教授 森口です。

今、春日先生がおっしゃったことについて、私からも改めてお願いをしたいと思います。とりわけ、マスコミの報道などで単位が正確に扱われないこと、恐らく記者さんはちゃんと書いておられるのでしょうけれども、字数の制限の中で落としてはいけない単位が落ちたりということが起こったりということも十分にあり得る話だと思います。それは皆さんわかって読まれればいいと思うんですけども、こんなふうに、1、20、100という数字が並んでいて、片やmSv、片や年間ということは、非常に誤解を受けやすいかと思えますので、こういったところはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、前回、私、冒頭に質問した内容で、同じ1mSvでも、空間線量の測定のもとになっているものと、個人線量の測定のもとになっているものは、同じシーベルト単位でも違う。これは恐らくケース・バイ・ケースだと思いますけれども、例えば3割くらい違うんじゃないかとか、こういう数字が既に出されているかと思えます。これはむしろこの後、

資料3-1の御説明を伺った後で指摘したほうがいいのかと思ったんですが、資料の3-1にはさらっと数字が二つ書かれておりまして、例えばちょっと先走りますが、資料3-1の①のAというところでは、0.6と2.4と書いてあって、これだけ見ますと、今考えている16時間、8時間、それから遮蔽率という想定に比べて4分の1ですよというふうに見えてしまうんですが、実はそうでもないはずなんです。そのことは前回申し上げたはずで、そこは二つ分けていただきたいとお願いしたにもかかわらず、このまま出てくるというのは、やはり前回の意見を十分に聞いていただいているような気がするわけです。ですから、そのあたりは、時間も限られておりますので、あまり繰り返して同じことを申し上げたくないのですが、ぜひそれは1回で受け止めていただきたいと思います。

○中村委員 ありがとうございます。今の御指摘、丹羽先生と私とはごもつとも、ごもつともという形で聞いているんですけども、これは、多分、放射線を専門家としている私たちのやはり一つのコミュニケーションというか、やり方が十分に浸透していかなかったという、ちょっと責任は感じていないわけではないです。

やはり数字が1回出てしまうと、その数字にもうずっと引っ張られてしまって、もちろん事故が起こった直後からいろんな形、マスコミの方々もいろんな形で勉強されてきてはいます。ですから、少しずつ表現がうまくなってはいるんですけども、それとても、やはり一度住民の方々を受けられたイメージというのは、あくまでも同じシーベルトであり、あくまでも同じ20です。幾ら専門家の私たちがこれはこういう意味だ、実効線量だとかいったようなことを話をしたとしても、これは恐らく後で出てくるとは思いますけれども、こういった数値をどうやってわかりやすくその人ごとに説明をしていけるかということは、非常に重要な問題で、このことは後で、多分、春日先生にもお伺いしなければいけないかとは思っています。

最初の指摘が、やはり今、森口先生から言われたように、資料のところの説明の仕方。恐らく口で添えればうまく説明できるんだと思うんです。ですから、今後はやはり数値を扱うこと、それからこの資料のところで開示をされるときでも、この資料は皆さんが御覧になる、ここにいらっしゃる方ではなくて、先ほどからお話ししていますように、不安を感じていらっしゃる方々が説明を受けて、それで納得を、不安をなるべく軽減するためのものです。ですから、その資料として公開されるわけですから、今後ともここで提示される資料について、数字の表記については非常に丁寧な形、私たちへの説明ではなく、むしろ皆さんへの説明の仕方という形で資料を提示していただけるように、今後ともお願いした

いと思います。

よろしいですか。つけ足しはありますか。

○田村参事官 内閣府の生活支援チーム、田村でございます。

ただいまの森口先生の御指摘、真摯に受け止めさせていただきまして、今後も十分に注意していきたいと思います。

○中村委員 では、今のことで、線量水準、基準ということについては、また後で幾つかふれてくる、先ほどありましたように、3-1とか3-2とかいったところでまた御説明があると思いますので、それに加えてさせていただけたらと思います。

○春日部長 しつこくて申し訳ありませんが、私からお願いした3点についてはいかがでしょうか。

○田村参事官 御指摘はごもっともでございますので、例えば、左は積算線量で右は年間だというところがはっきりわかるようにする、あるいは時間軸の関係とか、そういったところが一目でわかるようにする、追加被ばくかどうかというものをきちんと書くと、御指摘、まさにそのとおりでございますので、わかりやすく表記してまいりたいと思います。申し訳ございません。

○丹羽特命教授 今、お出しになった資料に関して修正するということですね。例えば、個人の実効線量であるとか、追加、年、集積、それらのことに関して、フットノートでもいいからきちんと修正を入れていただく、そういうことですか。

○田村参事官 了解しました。訂正版を御提出させていただきたいと思います。

○中村委員 私の口から申し上げるのもなんですけど、例えば、ここで国際放射線防護委員会(ICRP)勧告というふうに書いてある平時への移行時期とか長期的目標とかいったようなものは、これは防護を考えると時のリファレンスレベルとかいったようなものですよ。ですから、私が説明を付記するのも少しおかしいんですけども、放射線の管理区域ではなくて、放射性物質の扱うところ、放射性物質の管理区域、今回、事故の起こった場合には、その管理区域、本当は管理されている場所で作業をするのが普通なんですけれども、管理されない状況になってきたから話がややこしくなっているのであって、そういったこと、それから、自然の放射線というのは、例えば何もしないで事故が起こる前からずっと普通に受けて、普通の生活をしていたら受けているところの世界的な平均のもので、これは何も規制をするとか規制をしないとか管理をするようなものではない。普通にやっていたら、これは個人個人によって少しずつばらつきもありますし、住んでいる場所によって

も違います。

そういったようなことで、平均という形、あるいは、今回どの段階になったら帰ってきてもいいよというようなものについて、それが20mSvという、この20mSvは、先ほどから春日先生がおっしゃっているように追加なのか、それとも20mSvというのがその30年間そこに住んでいてもずっと20mSvなのか、それは多分違うと思います。確実に下げてください努力はしていただかなければいけない。たまたまそれは今の段階での線を引くという、そういう書きぶりがないと、少なくともこの表はそんなに詳しくは書くことはできないと思うんです。ただ、そここのところに説明としてこれはこういう意味であるというような書きぶりがないと、今までのように、この数値が、この表が、そのままひとり歩きすることで混乱が起きているわけです。

ですから、次回、やはり説明をしていただく資料としては、この表に加えて、ここのこの50は何の意味である、20は何の意味であるということをやはり書いていただいたほうがわかりやすく、誤解がないと思います。よろしくお願いいたします。

○丹羽特命教授 あと一つ、非常に気になる表記がありまして、左から2番目の真ん中の下に、平時への移行時期とありますが、これは平時じゃないです。1から20までというのは現存被ばく状況という、用語があります。

○中村委員 恐らく誤訳です、多分。ですよ。

○森口教授 森口です、たびたびすみません。2点ございます。一番左側のカラムで、100mSv、20mSv、1mSvという図の中に、自然放射線が年間単位で書かれていると。しかも、これが1と20の間に書かれていると。これはやはり幾ら何でも、間違っただけでも何か誤解をされやすいと思いますので、これはぜひ、こういう書き方は一番避けていただきたい。

これは多分、事故直後にもありました。こういう図、逆三角形を示して、それと時間当たりという単位で割ってないものと直接比べるような報道もあったと思います。そのことは私さっき申し上げました。そういうものの反省の上に立って、やはりこういう資料をこういうつくり方をすると、ケアレスミスかもしれないけれども、何か意図があつてこういうふうに行っているんじゃないかという誤解を受けかねませんので、そこはぜひ御注意いただきたいと思います。

それからもう一点は、春日先生がおっしゃったことの繰り返しになるのですが、今、現時点で2年半経った時点で年間1mSvであれば、除染も、あるいはウェザリングもなければ、

物理的崩壊で累積で幾らになるかという理論計算はできるわけですよね。それは一番保守的というか、安全側の見積もりになるわけですから、そういう計算もできるはずです。事故直後から換算するのと、2年半経った時点から換算するのでは、やっぱりセシウム134の寄与の分がかなり違いますので、その数字も変わってくると思います。

それは例えば、ここは特に避難指示を解除する段階で何mSvかという議論をされているわけですが、いつの時点で解除するかによって、同じ数字で解除したとしても、その解除した時間によって実は累積の数字が変わってくるという、すごく細かい話かもしれませんが、ただ、そういうことは理論計算はできるわけですので、一番保守的な数字としては、せめてそのくらいの数字は示した上でこういう累積の線量、それから年間線量、あるいは時間的線量の関係がやっぱりわかるように、少なくともこういう資料をつくられる方は、そこには十分注意をしておつくりいただければありがたいと思います。

○田村参事官 ありがとうございます。各先生方からいただいたコメントにつきましては、きちんと反映する形で訂正版をつくらせていただきたいと思います。

ちなみに、減衰の件につきましては、前回の会合資料の避難指示区域解除等の内閣府支援チームの取組の資料の中に、一応グラフをしたものをお示ししているというところがございます。

○丹羽特命教授 一つだけ補足。国連科学委員会のサイトに入りますと、9月の段階で福島レポートのサマリーが、公開されております。

それの中に、ざっくりした数字ですけれども、福島での生涯の追加線量の数値が書き込まれてあります。それも一つ参考にできる資料ではないかと思しますので、お伝えいたします。

○中村委員 今日、御欠席になっている明石先生からも、UNSCEARあるいはWHOも含めて、いろんな形の国際的な情報の取り入れ方も御紹介いただく予定だったんですけれども、そこをとっても、今の丹羽先生からおっしゃられたことをそのまままた訳すとまた間違える可能性もあります。

それほど放射線の被曝とか線量って、表現が難しいんです。とっても難しい、それは十分わかっています。だからこそ余計注意を出していただきたい。それが先ほどから申し上げているように丁寧に説明をするということです。そうしないと、いつまでたっても不安は解消されない。一つの値に対して一喜一憂する人生を送らなければならない。この線量の説明は、今回も含めて、やはりいろんな形で肝に銘じていただきたい。あの説明一

つによって、気分が上に上がったり下に下がったりします。そのことを含めると、やはり正確に、心がこもった説明の仕方はしていただきたいし、そういう説明をすることによって、何となく負担になるということであれば、これは何のために不安を解消するための検討チームなのかわかりません。ですから、やはり、数値を出すというところでは、説明も含めて、非常に慎重に、なおかつわかりやすくしていただきたいということで、次回からよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その次に行かせていただきます。その次からは、資料ナンバーとしては3がついているところになると思います。これも先ほど、第1回の会合の宿題に関する回答という形で御説明をしていただくことになると思います。

かなり内容に関しては、比較的放射線に特化したような内容になっていますので、順番から行きますと、3-1から、お手元の関係省庁資料という形で、3-1から3-6まで、御担当の方、御説明のときに御所属を言っていただいて、質問の時間なしに後でまとめてとりますので、ざっと3-1から3-6まで御説明をお願いいたします。

○田村参事官 それでは、資料の3-1でございますが、内閣府支援チームの田村でございます。

先ほど、森口先生からも御質問いただいたところでございますが、至らぬところがありまして、誠に申し訳ございません。森口先生から御指摘のありましたとおり、ここで言う個人線量は、個人線量等量でございます。それから、参考で付記させていただいております空間線量につきましては、空間線量等量ということで、単位は同じなんですけど、概念が異なるものでございます。

一応、この資料を作成させていただいた趣旨といたしましては、上の枠囲いがございませうが、いわゆる数千人から1万人オーダーの統計上、個人線量につきましては同じ地域の居住者の方々におかれましてもデータの分布があるということをお示ししたかったというところでございます。

そこで個人線量というものを正確に把握いたしまして、きめ細やかな安全・安心対策につなげることが重要というふうに考えられるというふうにとりまとめさせていただいております。

それぞれ、A、F、G、K、M、Nと、前回、環境省のほうからお示しさせていただいた個人線量のデータ、こちらで各市町村でとられているところと。その記号は一致させていただいております。



加えて、参考の空間線量につきましては、下のほうに空間線量の推計のやり方、8時間、16時間、こちらにつきましては付記をさせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。それでは、引き続いて3-2をお願いいたします。

○室石課長 原子力規制庁、監視情報課の室石でございます。

ページとしては19ページからですが、1枚めくっていただいて、20ページを御覧ください。

放射線モニタリングの状況ということで、放射線モニタリングはどのようなものがあるかということを書かせていただいておりますが、個別の詳しい説明は省かせていただきますけれども、こういった項目について対応を続けているということですが、次のページの、これでいきますと21ページに当たるところですけれども、前回もお話ししました予算事業内容が書かれておりますが、住民の要望に応じたきめ細かなモニタリングをするということで、今回改めて御説明させていただくということにしておりますが、まず、左の上の原子力被災者環境放射線モニタリング対策の交付金事業ですが、これは県に基金を創設して、県と、あと12市町村のニーズに応じたモニタリングができるようにしているというのですが、実施の項目のほうを御覧いただきたいと思いますが、いろんな空間線量率とか井戸水とかいろいろやれるんですけれども、これをもうちょっと具体的にイメージしていただくために、別紙として、次のページですね、22ページを御覧ください。

22ページのほうに、どんなような具体的にこのモニタリングをすることが想定されているかと。想定というよりは、これは実際に市町村のほうから、12市町村のほうから具体的に要望のある内容を書かせていただいておりますけれども、市町村内を全体的に定点測定していくとか、あるいは通学路を歩きながらモニタリングするとか、あるいは家屋内の測定をするとか、あるいは、人につけるのではないのですけれども、環境の状態を調べるということで、積算線量計を置いておくと。これは実際、ほかの福島県内の別の地域でもやっているんですけれども、盗まれないようにちょっと箱の中に入れるような形ではかるというようなこと、これも要望が来ております。あとは環境資料としていろいろなもの、果樹のような、くだものとかそういった自然界でつくられるようなものとか、農産品。農産品は、直接は農水省さんになると思いますけれども、御要望があれば、自分の裏の庭の果樹をちょっとはかってくれとか、そういうのもできると。それから井戸水とか沢水と、こういったものがこの事業のモニタリング対象になるということでございます。

ちょっと戻っていただきまして、左の2番目のほうの事業で、モニタリングポストの増設ということですが、従来、避難指示区域は人があまりお住まいになっていらっしゃらないということで、従来、福島県のほかの地域中心にポストをどんどんつくってきておったのですが、いよいよ解除されたということで、この避難指示区域内でのポストの増設ということ予算化して、今年度からやっておるわけですが、これも別紙をちょっとつけております。

23ページからの別紙、非常に細かくて恐縮なんですけど、今年度の事業として、どの辺につけるかということ、リストを全部つけさせていただきましたが、336ありますけれども、市町村別に名前と書いてあるところにどういう場所かがイメージできるような名称が書かれてあると思いますけれども、非常にさまざまございまして、キャンプ場というのあれば、中学校、小学校もあれば、老人ホームというのあれば、コミュニティプラザとか、あるいは公会堂とか公民館とか何とかセンターとか、そういうさまざまな地域の方が割と集まるようなところ、あるいは地域の方がこの場所を知りたいというような、そういうところにモニタリングポストをつくっていくということをしておるものでございます。

それから、またちょっともとに戻っていただきまして、先ほどの評価のところの右側のところに「安心マップ」の作成というのを書かせていただいておりますが、航空機によるモニタリングとか走行サーベイによるものとか、土壌の値とか、そういういろんなモニタリングの結果を一つの地図で全部一目で見られるようなものをつくっていきたくて。そういういろんなものを盛り込んでいくと。あまりごちゃごちゃになり過ぎると見にくくなりますから、何種類かに分けてもいいと思いますけれども、できるだけ一目でいろんな情報がわかるような地図をつくって公開していきたいというふうに考えております。

それで、今のページの上のほうに、充実、提供とあるわけですが、提供、単に公開というだけで足りるのかと。モニタリングの情報単独ではなくて、ほかに今日もいろいろ御説明があると思いますけれども、ほかのいろいろな情報と一緒に、意味もわかりやすく説明しながら、そういう配慮も必要なのだろうということで、リスコミのほうともよく連携をとる必要があるということは重々心得ているつもりでございますけれども、今日もいろいろ御意見をいただければ反映させたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○中村委員　それでは、資料の3-3ですね。

○森下参事官　環境省の除染担当の森下と申します。よろしく願いいたします。

資料28ページを御覧いただけますでしょうか。帰還困難区域における除染のモデル事業及び除染の現場対応についてということで、前回、二ついただいた御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず、1点目の帰還困難区域における除染のモデル事業についてでございますが、こちらは、現在、本格除染を進めておりますけれども、そこで標準的に用いております工法で、どれくらい帰還困難区域で除染した場合に線量が下がるのか、そういった線量低減効果、これを調べたい。それから、効率的な除染技術というのは一体どういうものなのか。さらには、作業員の方の安全確保の具体的な方法をどうすべきかというようなことを把握をしたいというふうに考えておまして、こういった事業を今進めてございます。

こういった事業をやることによりまして、帰還困難区域の地域の復興に係る取組、将来の絵姿を検討するに当たって必要となる基礎的なデータを収集していくということを目的として実施をいたしております。

現在、本年の10月1日より、浪江、双葉の一部地域で実施をさせていただいております。年内工期ということで進めさせていただいております。

それから、2.の除染の現場対応についてということでございますが、特にこちらについては、ショットブラストなど新しい技術が採用がちゃんとされているのかどうかという御質問をいただいております。除染につきましては、できる限り現場で柔軟な対応が可能となるよう措置をしてきております。例えば除染関係のQ&Aというのがございます。これは法令等を補足説明するためのものがございますけれども、これについては、線量に応じて以下の新たな除染手法も採用できますよという旨を記載しておまして、その中で1.としてショットブラストというものも入れさせていただいております。

もう少し御説明させていただきますと、運用面でも工夫をしておまして、除染を私ども実際にやりますときには、試験施工ということをやります。これは小さなエリアをちょっと選びまして、複数の方法で除染をやってみまして、その中で最も効果的に、効率的に除染ができるようなその手法を選んで、それで面的な除染をするということをやって、工夫をするということもやっております。

それから、いろいろ新しい技術も出てきておまして、これらについては実際に除染を担当しております再生事務所のほうに御相談いただいて、そういったものをうまく採用していくこともやっております。柔軟性を持った仕組みというふうに今やって、進めておるところでございます。

○中村委員 それでは、3-4と5と6は、一緒に続けてよろしく申し上げます。

○桐生参事官 環境省環境保険部の桐生と申しますけれども、資料のまず3-4について御説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の、まず31ページは、これは前回もお示しした資料でございますけれども、福島県民健康管理調査の概要図でございます。

それで、前回御指摘の健康診査の受診率の御指摘がございましたので、それについて用意させていただいた資料でございます。

簡単に説明させていただきたいと思いますが、33ページを御覧になっていただきたいと思いますが、第12回の県民健康管理調査の検討委員会で出た資料でございますけれども、この受診率の状況、上にある表を御覧になっていただきたいと思いますが、23年度と24年度の受診率ということで、マーカーを示してございますけれども、年齢を合わせた、全年齢でいきますと平成23年度は35.4%、平成24年度は27.7%ということで、受診率としては24年度は少し下がっているような状況でございます。

これは受診率向上に向けた取組、この下のほうにございますけれども、23年度の実施状況を踏まえて改善した点として、実施期間を長くするとか、個別の検診の受診をできるようにということで、利便性を図った取組をしてございます。その結果で増えているところもあると思いますが、トータルでは24年度は27.7%ということでございます。

飛んでいただいて、35ページを御覧になっていただきたいんですけど、今年度の新たな取組、平成25年度の新たな取組として、受診勧奨のポスターを作成したり、経年データを用いた検診結果を解析して検診の重要性をお示ししたり、そういった取組をして受診勧奨をしていくという取組を行うというふうに伺っているところでございます。

あとの資料は参考に幾つか添えさせていただきましたけれども、省略させていただきたいと思います。

続きまして44ページ、資料3-5でございますけれども、県民健康管理調査に関する個人線量のデータ等の取扱・管理ということでございますけれども、資料の46ページを御覧になっていただければと思います。これもやはり福島県民健康管理調査の検討委員会、これは第10回の検討委員会ということですので、今年の2月の会議のときの資料でございますけれども、46ページでございます。県民健康管理調査のデータ管理システムというものを構築しているところでございますけれども、県民健康管理調査で行っている基本調査、詳細調査、そういったデータに加えまして、市町村で実施している個人線量計のデータや、

また県の事業として実施しているホールボディカウンターの測定結果のデータ、そういったものも県民健康管理調査のデータベースに取り組みということで、今システムを改築しているというふうに伺ってございます。

それ以外のいろいろなデータを取り込む構想がございますけれども、それについてはまだ今後の検討課題ということでございます。

続きまして、資料3-6、これまでの放射線に関するリスクコミュニケーションの取組ということでございますけれども、51ページを御覧になっていただければと思います。横表でございますけれども、環境省で行う事業や、また県民健康管理調査の基金による事業等を実施してございまして、講師の育成とか、健康相談、また甲状腺検査の説明とか、そういったことを開催してございますけれども、これは平成24年度の実績でございます。延べ175回開催いたしまして、延べ6,567人の方が参加したということでございます。

52ページ、53ページはその細かい状況でございますけれども、52ページ、53ページの下の方に反省点や課題ということがございますけれども、研修が実践的に役立っているか把握するとか、受講者の習得度が客観的に評価が不十分とか、そういった課題がございまして、改善に向けて受講者へのフォローアップの調査を実施したり、また習得度を評価したり、そういった取組を今年度やっているところでございます。

また、54ページを御覧になっていただきたいと思っておりますけれども、参考に、取組のさまざまな事例の一つでございますけれども、川内村において健康相談を通じた不安の解消ということでございますけれども、川内村と長崎大学の間で協定を締結しまして、その復興推進拠点というのを開設してございます。そこで両者が連携しながら健康相談や積算線量計による被ばく線量測定、そういったものを通じてコミュニケーションを図るということでございますけれども、その拠点に長崎大学から保健師さんが派遣されておまして、そこで一人一人に寄り添った形で保健師活動を実施すると、そういった事例でございまして、環境省も財政的な支援等を行っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。資料ナンバーとして3が頭についているものを全体的に御説明を、1回目の会合の宿題に合わせたような形で答えていただきました。最初のところは個人線量の把握についてで、2回目のところは避難指示区域のモニタリングの実施、これは規制庁というふうにはなっておりますけれども、規制委員会の所掌のところいろいろな形でモニタリングの司令塔として行っていますので、その部分ともかなり重なる

部分がございます。それから、3-4から、今、桐生さんのほうから御説明をいただきました県民健康管理に関しましては、原子力規制委員会のほうでも健康管理に関して提言を出させていただき、その提言というのは必ずウォッチングをしていくという建前が出ておりますし、ウォッチングはこれからも続けていく予定ではございます。

また、県民健康管理に関しましては、恐らくここにいらっしゃる春日先生と星先生がそれには深く携わっていらっしゃる、また、福島県立医大という形では丹羽先生も関わっていらっしゃると思いますので、この件に関しましては、多分、桐生さんの説明プラスアルファもあるかもしれません。

それも含めまして、この3-1から3-6までに関しまして、これは本日十分時間をとって検討していただきたいことでもありますので、質疑応答、このところはおかしい、あるいはこれに追加せよというような、あるいはこの言い回しがおかしいのではないかとといったようなことも全て含めまして、十分御議論をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○丹羽特命教授 丹羽です。

最初の線量のところですが、環境のモニタリングの問題、それから個人線量の把握、そういうのがエレメントとして一つずつ出させていただきました。本来は住民の個人それぞれの線量を把握するというのですが、可能な限り、個々人がそれを自分でモニターに積極的に参加し、線量を把握し、その意味をちゃんと理解していただくことが重要です。

そうすると、これはそれぞれのエレメントだけを出されても意味がありません。これの中で欠けているのは、個人個人の線量が出た場合に、専門家が、その意味を十分説明する必要があります。意味を理解することで、個人が線量を管理しうることを学ぶ。これは放射線に対する積極的な対応であり、セルフヘルプということの意味合です。

お示しいただいたものでは、おのおののエレメントを相互に関係付けて意味も理解していただけるように個人に返す部分が全然見えない。それではなかなか納得していただけないのではないかと私自身は思います。

○森口教授 森口です。

今、丹羽先生がおっしゃったことに関連して、資料3-1について1点と、それ以外に含めて、合計4点申し上げたいと思います。

まず、資料3-1ですが、平均値を赤字で示しておられる。それだけではなくて度数分布を示しておられるのですが、やはりこの度数分布は非常に重要だと思うんです。平均値だ

けではなくて、上から高いほうから数えて1%とか5%という比較的高い数字が出る方が、  
どういうことでそういう数字になっているのか。丹羽先生が結果を返していくとおっしゃ  
ったのですが、結果だけではなくて、ではその数字を踏まえてどういう対応策を考えてく  
れているのかということですね。それがないと、高かったですよということだけでは、何  
のために測っているのかということが伝わらないんですね。そのことは、後ほど3-3で戻  
りたいと思います。資料3-1は以上です。

資料の3-2で、モニタリングで、これは客観的なデータをしっかりとっていただきたい  
と思うんですが、気になりましたのは、21ページの安心マップという表現でございます。  
もちろん安心していただくためにマップをつくるというのはわかるんですが、こういうネ  
ーミングをすることのほうが、むしろある種の先入観を持たれてしまうかもしれない。マ  
ップなんですから、客観的なマップとして普通にお出しになればよくて、結果的に安心だ  
と思っただけのかもしれない。ただ、出すほうが安心ですよというこういうネーミン  
グをつけることによって、かえってこういう客観的な情報の価値を損ねてしまう可能性  
がありますので、思いは大変よく理解できるんですが、空回りと言いますか、逆効果になり  
かねませんので、そこはちょっと御注意いただきたいなと思います。

それから、資料の3-3なんですが、帰還困難区域における除染のモデル事業をこれから  
おやりになるということなんですけれども、これについては、私が参画しております環境  
省の環境回復検討会にも御報告いただいておりますが、平成23年度から24年度の前半にかけ  
て、既にこういう線量の高いところでモデル事業をやっておられると思うんです。そこで  
とられたデータだけは不十分であるということであれば、それは必要かと思えますけれど  
も、そこでどういうデータがとれているのかということについて、私は承知しております  
けれども、ほかの外部有識者の先生方はそういうデータを御覧になる機会がなかったかも  
しれませんので、できればそういったところもぜひお示しいただきたい。

それから、除染の現場対応についてということで、1から5まで例が出ておるんですけれ  
ども、例えば、先ほどの資料3-1で高い線量、比較的高い線量のところまで尾を引いてい  
る部分があるわけなんですけれども、こういったところの原因が何であるのかということす  
ね。その関係で言いますと、これはあくまで1例ですけれども、庭土なんかの除去はされ  
ても、屋根の除染というのがなかなか進まないようなケースがある。そうすると、屋根の  
セシウムが取り切れていないと、室内の線量がなかなか下がらないというような、こうい  
う状況もあると思います。あるいは、比較的森林に近接しているところであれば、そうい

ったところからの寄与というのはあるかもしれませんが、ぜひこの資料の3-1で把握しておられる個人線量の話と、資料の3-3の除染の対応を、ここの連動より強めていただけないかなと思います。

最後、長くなって恐縮ですが、資料3-4から3-6については、これは細かいことは今日は申し上げませんが、前回指摘をした中で、これはあくまでも福島県の県民健康管理調査のお話だったと思います。

前回も少しふれましたし、先ほど私が用意してきた資料でもふれましたけれども、県外についてもある種の不安を持っておられる方々がおられる。そういったことの中で、前回の規制委員会の健康管理に関する検討チームの中でも、もう少し全国的な取組が必要ではないかという御議論がありました。もちろん、それはいろんなある種の副作用的なものもあるかと思いますが、非常に慎重に検討しなきゃいけないかと思いますが、初期被ばくも含めて、県民健康管理調査だけで必要十分なのかどうかということにつきましては、これ、ちょっとここの検討対象のメインではないんだと思いますけれども、改めて今日ここ御説明いただきましたので、前回の指摘を繰り返させていただきたいと思います。

○星理事長 2点、申し上げたいと思います。1点は、まさに何のためにモニタリングをしたり、何のためにという話は、全く私もそのとおりだと思いますし、具体例で言うと、うちの近所に一般このポストがあって、昼間はこうこうと何mSv、何 $\mu$ Svと書いてあるんですけど、夜になるとぴたっと止まるんですね、あれ。多分、太陽電池で動いているんだと思いますけど、ぴたりと止まるとわからないという話があります。そういうものだろうとは思っていますけれども、あのポストを我々が見ている見方というのが、県民それぞれ、住民それぞれ違って、意識その他にかなりの開きがあって、十分に理解されていないというのは、やっぱり失敗というか、もうちょっとうまい方法があるだろうなと思いますし、それから、森林でもそうですし道路でもそうですし、どこのデータでもいいんですけど、我々、日々目にするのは、新聞にどこそこ庁舎前、何 $\mu$ Svとなっているんですね。これは、新聞ですから、毎日新聞を手繰っている人はわかるかもしれませんが、そうでないと、前が幾らだったか知らなくて、今日は幾らと出るんですね。これがどこより高い、つまり、今日、どこに勝ったとか負けたというような見方をしますけれども、実際に、それがどういう変化をしているのかというようなことについて言うと、非常に見にくいデータでしかない。実は、よく見ていると、上がったたり下がったりしているんです、当然なんですけど。ところが、上がったたり下がったりするということが当然だとわかる人でない人



からすると、また降ってきたのかということになりまして、安心のためにくっつけた機械が、むしろ不安を呼んでいるみたいなところがあったりするのではないかと、その辺のところも、私は、きめ細かな対応が必要だと思っていることです。これが1点です。

それからもう一つ、リスコミの話の一つだけさせてください。ここに書いてあるんです。リスコミでこういう人がきっと不安だろうなと思う方を集めて、こういうことをやりますというのは、まあいいです。そして、何千人参加しましたというのも、それは大いに威張っていただいて結構なんですけど、現実に行われていることで、じゃあ誰の言うことを信用するんですかという話があって、大体そこに説明に来るような人のことは信用しないという人たちもちろんいるわけですよ。そうすると、その人たちはここに来ないんですね。あるいは、来ても不信感を高めて帰るといふことがあるかもしれません。リスコミというのは、それではいけないはずで、もう少し丁寧にやるべきだと思っています。

具体的に、今、我々、福島県の医師会もそうですし、各都市の医師会もそうですけど、比較的早い時期から放射線の勉強を、学生時代にサボったことをちょっと後悔しながらしました。そして、人体への影響や子どもたちに、あるいはお母さんたちにどういう説明をすればいいのかということを実に悩み、苦しみながら、結論というか、やっぱりみんなが同じことを言わないとおかしいよねというようなことで、今、対応させていただいています。日々やっぱり患者さんたち、お母さんたち、子どもたち、不安がって来て、それに対して我々は一生懸命説明をさせていただいている。

産業医大の岡崎先生という先生が、うちの近隣の医師会と協力をして、どういう人の言うことなら信用しますかと、この放射線に関する説明はと聞くと、やっぱりかかりつけの先生だという答えが返ってくるんですね。ですから、我々は、当初からそう思って、そう信じていたので、かかりつけの先生たちに理解してもらうことを一生懸命やっていますし、現に、県内で頑張っているお医者さんたちは、そういう少しでも不安解消になるべく、一生懸命小さな単位です。それは、1人、2人という単位ですから、小さな単位ですけど、非常に一生懸命やっていると。そういうことが、実はこれを読んでいると見えないんですね。

ですから、我々は、予算がとれて、人を集めてやったことがいいことで、我々のように地べたを這って誰も金を出してくれなくて、それで自分たちで一生懸命やっていることは埋もれてしまうというのは、ちょっと私としては非常に不満といえば不満です。ですから、こういうことをやりましたというのはいいけれども、それ以外にしている努力や、その努

力を吸い上げてくれるような、やっぱりそういうセンスが、私は、桐生さん、必要だと思います。ですから、そういうセンスを持って地域で頑張っているいろんなタイプのいろんな人たちが、いろんなふうに活動して、何とか不安を、あるいは、そういう人たちにちゃんと説明しようという、ちゃんと理解してもらおうというようなことをやっているという現状をリスコミという横文字にしてしまって、何人対象者何々、集まってくださいという話にされてしまうのは、とても辛いので、そのあたりはもう少し丁寧に地域を見てほしいと、そのように思います。

○春日部長 私が感じたこともほとんどほかの先生方と同じ、重なることが多いです。最初に御説明いただきました個人線量ですけれども、これも結果の数字を見ただけではどうしてなのか、また、それをどう解消したらいいのか、あるいはどう生活を変える必要があるのかどうか、それも含めてわかりにくいものです。

これは、その方がどういう生活をされているのか、どういう行動をとられているのかとももちろん密接に組み合わせるもの、密接に関係するものですから、当然ですけれども、モニタリングのデータと一緒に対比させなければいけないものだと思います。

そうしますと、今度、モニタリングのきめが問題になると思います。今あるモニタリングポストもかなり多くつくっていただいで努力されているんだとは思いますが、それでもまだ個人・個人の行動のパターンと対比させるには、まだ不十分なところがあると思います。ですので、よりきめ細かくする方向の努力をされるとともに、同じようなモニタリングの努力をされている方、行政だけではないと思うんですね。先ほど、星先生がリスコミについてもいろいろな努力と、それを酌み上げてほしいということをおっしゃいましたけれども、モニタリングに関しても、例えばアカデミアのほうでもいろいろな大学、研究所が自分たちの研究費で、また市民の協力もいただきつつ、集めているデータがあります。そういうのももちろんクオリティ・コントロールは必要ですけれども、でも、結局やっぱり市民・県民のために役立つものですから、一緒にデータベース化する、そういう仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

その結果としてできる一つのアウトプットがマップなわけで、私も森口先生と同じようにここにラベルをしましたけれど、安心マップという、このネーミングはやめていただきたいと思います。はかっているのは放射線量なわけですから。ハザードなわけですから。どちらといえばハザードマップなんですね。富士山の爆発からどう逃げるかというときに使っているハザードマップと意味としては同じです。それを活用することによって安心が

得られれば、それはいいんですけれども、マップをつくる、その対象はあくまでもハザードです。ですから、これは、素朴に真正面から言えば、線量マップだと思います。

それと、個人線量のところでもう一点、ちょっと問題提起をさせていただきます。前回も申し上げたことですが、個人線量を把握する際には、できれば医療被ばくを組み込んでいく方向で考えていったほうがいいのではないかという点です。これは、前回も溜め息が聞こえてきたんですけれども、例えば塩分あるいは脂肪分、あるいはカロリーの摂取量でもいいんですけれども、やっぱりその人が食べている塩分を把握しようと思ったら、特別なイベントがあるときのものでやっぱり含めて把握すると思うんですね。これは、事実をなるべくそのまま率直に把握しようという、それだけの意図です。そういう意味では、毎日の生活の中で被ばくされる分と比べましたら、圧倒的に医療被ばくというのは多いわけです。ですけれども、それは、検査によって病気を正確に診断するという、その個人にとってもメリットがあるから受けるわけですね。そういう理由は一つ一つに備わっているわけですが、とにかくその人にとってはこれまでの5年間、あるいは昨年1年間でどれだけ浴びているのか、また、20年間トータルで住んでいる間にどれだけ浴びているのか、ソースは、つまり被ばくの源はいろいろなわけですが、その人として浴びている量は、結果としてそれだけトータルになるわけです。それをやっぱり真正面から率直に調べていく、個人・個人が把握していくという、そういう方向性が必要だと思います。

それから、今の御説明を全部お聞きしたときに、これは、今日の議論の中でどういう位置づけになるのかちょっと一度ここで確認させていただきたいと思うんですが、最初にこの説明資料の4ページで見せていただきましたような、検討が必要と考えられる項目に合わせて、今の御説明をお聞きすると、大きな2の項目の(1)から既に(3)までに関係する部分かなというふうにお聞きしたんですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか、あるいは、ここの項目について、もう一度最後に戻って議論する機会があるのでしょうか。

○中村委員 今の質問に私のほうからお答えいたします。今の、これは別にエクスキューズではないんですけれども、今、春日先生のほうの御指摘いただいた4ページの件は、一応、原子力被災者生活支援チームというところから、こういうことについて検討していただきたいというようなことで出ております。それが1番、2番、3番、4番、5番という形です。

先ほどからお話ししておりますように、ある一定の放射線という形で少し絞らせていただきたいということを踏まえて、もう一度、実は次回ぐらいに、ここに書いてあって、こ

の検討チームで検討するというようなことを今の4名の方からいただきました御意見も踏まえまして、1番、2番、3番、4番、5番ということに関して、もう少し具体的にこういうこと、放射線での検討チームで検討していただきたいというようなことを抽出していくつもりです。ですから、今日は、むしろ前回の宿題返しという形で、今、改めてまた御意見をいただいたわけですから、それに対する今回の答えではなくて、全体的にあわせて、この1番、2番、3番、4番、5番の中に次回からはうまく埋め込ませていただいて、それでさらに御検討をいただく、あるいは、追加の御意見をいただきたいというふうに考えております。

それでお答えになっていますか。

○春日部長 今までの御説明がそういう位置づけだということは理解いたしました。

改めて今の御説明をお聞きして、では、次回にこの表をまたつくり直していただくのであれば、そのときに盛り込んでいただきたい修正がちょっと幾つかございます。

大きな2の項目の(2)、これは、こちらの資料の中の項目と一致しますが、これは、健康不安を低減する対策ではなくて、(2)の1にも、もう使われている言葉ですが、健康リスクを低減する、しかも防護対策というふうに位置づけていただければありがたいと思います。

そうしますと、その中で(2)の1では、被ばくによる健康リスクを低減するため、そして、(2)の2では、それ以外の例えば避難生活が長く続いたとか、生活を違う形に変えなければいけなかったとか、職業も変えなければいけなかったとか、家族の変化に対する心の問題も原因だったとか、それら全てを、健康を総合的に見た上での健康づくりを支援するという、そういう意味だということは理解いたしましたので、わかりやすくなると思います。

○中村委員 ありがとうございます。今、4人の先生方から御提言とか御質問とかというような形があったんですけども、まず、それに対して今日説明して下さった方のほうから御返答とか追加とかがございましたら、順番によろしくお願いします。

○田村参事官 内閣府支援チームの田村でございます。

まず、丹羽先生から、個人・個人の線量を把握する際において、個人の方がモニターに参加することの重要性、それから、その個人線量結果の扱いに関する対策というのが見えないというお話がございました。それで、先ほど支援チームからではございますが、下のページで言うと7ページ目のように、丹羽先生がおっしゃるとおり、7ページ目の丸で言いますと三つ目でございますけれども、まず、持っていただくと、はかっていただくという

ことが重要かというふうに考えております。

それから、次に8ページ目でございますが、例えば6番目です、白丸で言うと6番目のところ、こういった個人の方々の方々の測定結果を踏まえて、保健指導等をどうやっていくか、そのための人材とかをどうするかということも非常に重要ではないかと思っております。すなわち、個人の方々の方に正確にはかかっていただいて、それをきちんと個人の方々の方にフィードバックする、そのあり方であるとか、誰がやるかとか、そういったことは非常に重要だと思っております。

ちなみに前回、第1回におきましても内閣府の支援チームの取組といたしまして、田村市の準備宿泊を御紹介させていただきましたが、その際も御希望の方には、個人線量計をお貸しいたしまして、これが新型の個人線量計でございます、時間ごとに線量の推移がわかる物、それを日を決めましてつけていただいた住民の方にお集まりいただきまして、専門家の方と対面をしているいろいろとやりとりをさせていただくという試みをやっております、非常に住民の方々に好評を得ているということとなっております。

それから、引き続き個人線量の関係で、森口先生から平均値、分布が重要だというお話がございました。おっしゃるとおり、ICRPでも個人の方々の被ばく線量を把握して、いわゆる高い方から、なるべく優先的に低いほうへと移していくというような、いわゆる最適化が御議論されるべきところでございます、御指摘、ごもっともでございます。

今ちょっとお示ししたデータで高い人がどういう方なのかというのが、一部存じ上げているんですが、例えば着用しなかったとか、あるいは、レントゲンを受けたところにたまたまいらっちゃったとか、いわゆる異常値と思われる方に対しては、そこは要因を聞くというやり方をやっているというふうに聞いております。

ただし、おっしゃるとおり、行動パターンによってどう変わってくるかということが個人線量なので、そういったところは、どこまで把握できるかということもございませけれども、そういったことを把握する努力も非常に重要ではないかというふうに思っております。

それから、今のお答えは、春日先生の御質問にも通じていると思っております。どういう生活をしているかとかということですね、個人線量。加えてモニタリングデータと組み合わせることで、やはり生活パターンというのは個人線量をはかる上では非常に重要というふうに思っております。

それから、同じく春日先生から医療被ばくを組み込むべきではないかというお話がござ

いました。支援チームのほうでもいろいろな状況をお聞きしますと、なかなか難しいのは非常に難しいという状況というふうにお聞きしております。すなわち、人をトレースするというか、いわゆる、この人がどういう行動をしているかという、なかなかそれがわかる仕組みが今ないものですから、そういった意味でいうと、非常に難しいというふうにはお聞きしております。

○春日部長 ちょっと補足させていただいてよろしいですか。私が申し上げた趣旨は、御本人が把握するという趣旨なんです。ですので、厳密に正確な被ばく量を把握しなくてもいいんです。例えば、胸部レントゲンを受けた、あるいは胃のレントゲンを受けた、あるいは脳のCTを受けた、大体平均的な値がわかりますよね。それをざっくりでいいので、私は30年間この市に、ある市に住んでいる中で3年目にレントゲンを受けましたとか、毎年胸部レントゲンを受けていますとか、あるときに異常な頭痛がしたので頭のCTスキャンを受けましたとか、そういうことを本人が、例えば手帳に記録しておくような形で把握すればいいというふうに思います。ですから、集団で把握するということが目的ではなくて、その人・その人の自覚の助けになればという、そういう趣旨です。

○田村参事官 了解いたしました。そういった御趣旨ですと、どちらかというところ、例えばそういうCTの場合は幾つとか、そういったリスクコミュニケーションに近いような部分になる……。

○星理事長 ちょっとよろしいですか。私の記憶が正しければですけども、福島県で行動基本調査を出した方にファイルを送っています。あの中には、実は、そこを記録しようという欄をつくってもらったんですね。いつ何時、どんな検査を受けたかというのは、放射線の話の後でちゃんといろいろするためにも必要な事項なんで書きましようと言っているんですけど、書いている人がどのくらいいるかわかりません。

ですから、そういうことでは既に県の中でも議論があって、その準備はしているはずですから、それをもっと普及させていくとか、あるいは、標準的な線量はどうかという話を考えていけば、今おっしゃったようなことは、そんなに難しくお金をかけて何か特別なことをしなければいけないということではないだろうと思います。

○中村委員 よろしいですか。多分、今の個人線量の把握とか管理とかというところに通じてくると思うので、もう一度、次回までに整理はしたいと思うんですけども、最終的にみんなが一致しているのは、個人線量というのは各自・各自がそれぞれきちっと理解できる、わかり合えるというところ、管理をするとか、それによってどうこうなるとか、あ

るいは、線量計をつけるとかということではなくて、多分、みんな同じ思いで、自分が今まで、あるいはこれから先、どれだけ被ばくをする、こういう表現、あまり私自身は被ばくをするという表現はあまり好きではないんです。だけど、やっぱりこれだけ自分が放射線を浴びているということは、さらされている以上は、自分がどれだけ被ばくをしたか、先ほど春日先生がおっしゃっていましたが、どれだけ塩をとったのか、どれだけのカロリーをとったのかということが日常で気にならなくなるまでは、やはりどれだけ浴びたかということは、やはり知りたい。その知ることによって安心もするし、不安になるかもしれない。だから、結果をきちっと自分で把握できるまで、添って説明する人は必要です。なぜこんなに浴びちゃったんだろうとか、あるいは、どのくらい今浴びているとかといったようなことで、実際にはきちっときちっと丁寧に説明をしていく必要はあると思います。フィルムバッチとか線量計を配ったら、それでいいというものではない。それから、記録してくださいといって記録すれば、それでいいというものではない。必ずそこはやはりいろんな形で手当てをして、それで御本人が、ああ、今日はこれだけ浴びたな、あるいは1年間でこれだけ浴びたんだわということがわかっていくところまで、国にしてもいろんな形で面倒を見ていただく必要はあると思います。

そういう意味での個人線量だというふうに多分、ですよ。そういう形のあれだと思えますので、その形の方向で御検討を進めていただければと思います。

どうぞ。今の件ですよ。別件の。じゃあ、今までの説明に対しての質問の答えという形で。

○室石課長 規制庁監視情報課の室石でございます。

それでは、3-2のほうで御指摘のあった点ですが、森口先生と春日先生のほうから、マップのネーミングが悪いということで、心したいと思います。少なくともこの名前は使わないということでお約束をいたします。

それから、星先生のほうから、ポストをたくさんつくってくれるのはいいんだけど、現在値しかわからないと、上下しているし、過去のものがわからないということで、今、行っていますのは、今回、12市町村に対してつける物もそうなんですけれども、一応、集中してデータを遠隔で集めた上で、インターネットのほうで公開をしていくことによって、過去値もいつでも見れるようにするというようなシステムで立ち上げたいというふうに思っております。ただ、もちろんインターネットを見ることができない方もいらっしゃると思うので、そこはちょっと工夫を考えたいというふうに思います。

それから、春日先生のほうから、とにかくより細かく、きめ細かくモニタリングをしていくということが大事という御指摘がありましたので、先ほどの事業の中で、例えば、歩行モニタリングとかいろいろメニューをお示ししましたけれども、もう少しきめ細かいもので何かないかということを考えたいというふうに思います。

以上です。

○中村委員 ありがとうございます。先ほどのマップのことについてですけれども、これは、私も一緒に仕事をしている関係で、私のほうからも原子力規制委員会は科学技術をモットーとしておりますので、正確に線量マップというふうを書くべきだというふう反省しております。ただ、エクスキューズを言わせていただくと、ただひたすら思いが先に走ってしまった名前ですので、誤解があって申し訳ございません。名前を変えさせていただきます。

○森下参事官 環境省の除染担当の森下です。

資料3-3につきまして、森口先生から2点御指摘がございました。帰還困難区域で実施をした、23年度、24年度前半の事業のデータを示してほしいということでしたので、御用意をさせていただきたいと思っております。

それから、資料3-1と3-3の対応、線量とそれから除染の資料でございますけれども、その対応を強めてほしいということございまして、今後、除染する中で治験の積み上げをしていきたいというふうに思っております。

○桐生参事官 では、私のほうから、環境省環境保健部の桐生でございますけれども、御指摘が何点かございましたけれども、1点目、森口委員から御指摘がありました健康管理の関係、お手元に用意した資料は、県民健康管理調査の資料でございますけれども、県外のこととか、いろいろあるんじゃないかということの御指摘がございました。

この件につきましては、私ども、今、政府全体で子ども被災者支援法の基本方針を策定している過程でございますけれども、その策定の中で、私ども、環境省環境保健部でやっている健康管理関係についてどうあるべきかという検討を環境省内に有識者の会議をつくらせて検討したいというふうに考えておりますので、その中でしっかり検討していきたいというふうに思っております。

あと2点目、星委員から御指摘のリスクコミュニケーション、御指摘ありがとうございます。言われたように、やはり身近な専門家が接するというのは非常に重要だということは、私どもも認識しております。医師もそうですし、学校の先生なんか非常に重要な役



割というふうを考えておりました、そういう方々に私どももアプローチをしてきたところではございますけれども、何分、役所でちょっとお役所の資料を出させていただいたので、これについては、こういう資料になってしまいましたけれども、それぞれの役所の事情でない、それぞれの活動にも目を向けていきたいと思っておりますし、うまく協力してやっているとすれば、ぜひ一緒にやらせていただきたいと思っております。また、何らかの支援とか、そういったことも方策はございますので、またおいおい御相談させていただきたいと思っております。

あと3点目なんですけど、個人線量計による把握、今、支援チームで御説明がございましたけれども、環境省環境保健部も担っております、ちょっと総論的なお返しの仕方で恐縮ですけど、はかって線量を把握して、その結果をどう生かすか、そういったことを改めて検討して、そのはかった結果を活用していくということは方策も含めて考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

いろんな検査、健康管理のところもそうですけれども、やった、あるいはやってあげたということで満足をするわけではなくて、必ずそのフォローアップ、説明の仕方がついてきて、そして御本人が納得をするところで、一応、それは管理という形で終結するんだと思いますので、引き続きその努力はお願いしたいと思います。

丹羽先生。

○丹羽特命教授 時間がちょっと迫っておりますのでどうしても申し上げたいと思うことがございます。それは、先ほどの春日先生の2-4ページの2の3、4、5に関わることで、もう既に一部議論が始まっておりますが、今日、森口先生が最初に出していただいた、この生活設計全般とか、生活設計ができるかどうかという問題、自分の生活設計だけじゃなくて、自分の子どもの生活設計も含まれる問題です。ICRPが大切であると考えているのは、そこで誰が住むのか、という点です。別に環境省が住むわけでも何でもありません。誰がそこで住むのか、どのように住みたいのかが一番大事になります。そうなるに住む方が状況をガイドすべきであり、それを国が支援し、また専門家が技術とか知識を供与する必要があります。またこのようでないとは機能しません。

前回、12ページの(4)コミュニティによる土地云々の部分で、教育環境の整備まで申し上げましたが、具体的には住民の方を主に議論する場があり、そこに行政や専門家も入る

形のシステムが必要です。

それと、これは単に地域やコミュニティだけの問題ではなく、さらに難しい問題を含んでいます。それはコミュニティの意思決定が必ずしも個人の意思と一致するものではない点です。そうすると、個人とコミュニティの間での問題が生じることも十分に考えられます。そういうことも含めて、やはり住民主導型のシステムは日本ではこれまでなかったものだと思います。行政は、多分、そういうようなお考えはこれまでしてこられなかったと思いますが、このような事故においては、そういうようなもので動かさなければ、多分、混乱が永続的なものになるというふうに非常に危惧いたしております。よろしく願います。

○中村委員 ありがとうございます。

今の丹羽先生のお答えになるかもしれないんですけども、前回、幾つかの、これは一番最初に、私、放射線に関してという内容で絞らせていただくということのほか、やはり今、丹羽先生もおっしゃったような内容のことがありますので、そのことについて、お答えを、来てくださいましたので、それが資料4から先になります。復興庁の方、厚労省の方、文科省の方、農水省の方、この場をかりてお礼を申し上げます。来てくださいます。また資料を御提供いただきましてありがとうございます。

恐れ入りますが、時間も限られていて誠に申し訳ないんですが、順番にこのことについて御説明をいただけるとありがたいんですが、よろしく願います。

○星野参事官 復興庁で福島のみならずさまざまな政策全般を担当しております星野と申します。よろしく願います。座って御説明を申し上げます。

お手元の資料、57ページをお開きいただければと存じます。私ども、復興庁は、被災地全体をもちろん所管してございますけれども、そのうちこのように幾つかの地域ごとの課題に応じて政策を実施して整理をしてございます。

赤いところ、一番最初が、福島は原子力サイトがございましてけれども、まず、地震・津波の地域がございまして。これをしっかりと対応していること。それから早期帰還を目指される、一日でも早く早期帰還可能となるような地域にさせていただくための環境整備を行うこと。それから、大変残念ではございますけれども、線量の関係でしばらく長期の避難を余儀なくされる地域がございまして。こちらに対する対応、それから、その他の地域とございまして。もちろん、地震の被害と原子力の被害が両方とも遭われている方々、それからその他と分類しましたけれども、例えば冒頭にございまして風評被害も避難の地域の方々には、

当然、あるいは地域にも対応するものでございまして、厳密な分類ではございませんけれども、大きくこういう体系の中で政策を行っておりますが、そのうち前回、第1回目では、この検討チームが帰還に向けたというのがあったので、緑色の早期帰還につきまして御説明申し上げましたけれども、先生のほうから、それ以外のところも重要だということもありましたので、今日はその他のところについて御説明申し上げます。

次のページでございまして。時間の関係でポイントだけになります。御容赦いただければと思いますが、長期避難をされている方々への生活の支援ということでございまして。まず、幾つかの長期の避難を余儀なくされる方々、1.にございましてけれども、復興計画を町村ごとに御相談をしながら策定をしております。時期の差は少しございましてけれども、ここに書いてありますそれぞれの町村で、私も相談をしながらつくります。その上で、2.にございましてけれども、住民意向調査ということをきめ細かく市町村と相談をしながら実施をしております。これは、住民一人一人の避難をされている方々、あるいは、世帯ごと、それぞれ市町村の方々とどのような調査の仕方をすればよいかと、あるいはどういう項目を調査すればいいかということをお相談申し上げながら、実態に応じた、あるいは地域に応じた形でアンケート調査の形で情報を得ております。それに基づきまして、長期避難の方々に、この下のほうにございましてけれども、災害公営住宅、復興公営住宅とも呼んでおりますけれども、公営住宅の整備をするということで、一体どれぐらいの戸数が必要なのか、あるいは、どういった形態が必要なのかということをお調査を申し上げております。

それから、長期の避難をされる方々の生活拠点の検討に当たりましては、3.になりますけれども、私ども政府、それから県、それから避難をされている自治体はもとよりですけれども、お受け入れいただいている自治体の方々と4者できちっと議論、あるいは合意を目指さなければいけません。そういった形の協議会というものを設立してございまして、進めております。

左下にございましてけれども、そういった検討、あるいは協議会での計画を踏まえまして、交付金でコミュニティ復活交付金というのを503億円ほど予算として確保、御用意申し上げてございまして、ここでは、先ほど申し上げました復興公営住宅の整備になりますけれども、単に住宅を整備するだけではなくて、そこに対する道路ですとか学校の施設整備といった、いわゆるハード物の推進、さらにはコミュニティを維持されるような形でのソフトの対策ということで、町をあるいはコミュニティを維持するという意味での施策もあわせて展開しているものでございまして。

具体的に59ページ、先ほどのページで3.の協議会とございますけれども、ここにございますように、協議会は、国と県とそれから受け入れ先の自治体の代表の方、それから避難されている自治体と、この4者でそれぞれ全体協議会でどういう方向で施策を進めていけばいいかというのを御議論させていただいた後、その一番下にございますけれども、お受け入れいただく地域の自治体、それから避難されている自治体、それぞれの組み合わせによって個別の部会を立ち上げておまして、それぞれが機能しながら計画を立て、その計画に基づいて、先ほど御紹介しました予算、交付金のもとで住宅等々の整備を進めていると、こういうものでございます。

その次でございますが、60ページであります。少し駆け足で恐縮でございますけれども、長期避難者への生活の支援ということで具体的なスケジュールでございます。お手元の表にございますけれども、この夏からエリアごとに個別部会を開催しておまして、順次、整備方針というのを取りまとめつつあります、作業中でございます。今、この矢印は紫のところがございますけれども、先行して既に500戸の整備が県の中心で始まってございすけれども、それから、今、御紹介申し上げました個別部会を開きながら、用地取得、設計、工事と進んでまいります。できるだけ早く整備を申し上げようと思っております。

先ほど御紹介いたしました住民意向調査で、真ん中のほうにございますけれども、今、概ね3,700戸ほどの御要請がございます。これは時が変わると、この数字も変わってくると思いますので、引き続き、きめ細かく意向調査をしながら数字をフォローしてまいりたいと思っておりますけれども、現時点では、概ね3,700戸というのを目標にしまして、整備をする予定でございまして、早ければ平成26年度からお入りをいただくと。これは、用地の取得から工事に至るまで時間がかかりますので、少し先になる地域もございますけれども、できるだけ早く進めていきたいと思っております。

61ページでございますけれども、今、御紹介いたしました整備戸数3,700戸ということで、各地域ごとにお受けいただける地域、いわき市、南相馬市、郡山市、福島市、会津若松市、三春町・川俣町ほかとございます。それぞれがお受けいただく戸数をここに書いてございます。これを含めまして全体で進めていくということでございまして、全体として遅くとも平成27年度までには入居を目標とするということでございます。これが61ページに書かせていただいております。写真が、公営住宅のイメージでございます。この写真では集合住宅の形になっておりますけれども、戸建ての公営住宅というのもタイプとしてはございまして、これは、それぞれの市町村の御要望に応じて私どもで整備を申し上げてい

るところでございます。

62ページでございます。これが実際に地域のマップに落としまして、それぞれの市町村ごとに復興公営住宅、災害公営住宅の整備状況をまとめてございます。四角で水色でありますのが、原子力災害に対応する、先ほど御紹介申し上げました避難者の方々向けの公営住宅、それから、オレンジ色が地震・津波の被災者向けの公営住宅でございます。全部あわせると6,200戸超、6,253戸の公営住宅を今整備中でございます。先ほど3,700戸と御紹介申し上げましたので、その差に当たります、およそ2,500戸というのが地震・津波の被災の方に向けての公営住宅ということになりますが、いずれにしましても、福島全体でこれぐらいの数字で計画戸数ということでございます。今のが長期に避難されている方への施策でございます。

それから、63ページでございます。63ページは、「子ども元気復活」のための取組事例とございます。これは、避難の地域ではなくても、やはり原発事故の影響により、人口が減少されるですとか、あるいは御不安によってお子様の運動機会というのが減少するということがございましたので、特にお子様の運動機会ということを確認して、できるだけ健康を維持していただくということで、公園の遊具の更新ですとか、運動施設の整備というものを交付金を用意して地元の方々と、自治体と相談をしながら進めているものでございまして、もちろん遊具のハードだけではなくて、プレーリーダー、一緒に遊ぶ、計画をするような者の養成など、ソフト事業もあわせて実施しているものでございまして、既に福島市、郡山市、いわき市といった14市町に配分を申し上げて進めているところでございます。

それから、次の64ページでございます。これは原子力災害による風評被害を含めました影響への対策パッケージということで、この風評被害も非常に重要な政策でございます。震災から2年半以上経過してございますけれども、やはりなお今でも風評被害というのが続いているという声をよくいただいてございます。こういった事態を少しでも克服するというものでございまして、これは、さまざまな分野にわたりますものですから、復興庁が政府全体の取りまとめを行いまして、関係12府庁でございます。それぞれが講じております風評被害をパッケージの形でお示しをして、わかりやすく御説明申し上げているものでございます。

一つ目は、1. (1)にございますけれども、食品中の放射性物質の検査の着実な実施ということ、二つ目は、先ほどから御議論いただいておりますけれども、放射線の影響のわか

りやすい情報の提供、三つ目は、農林水産物等の販路拡大ですとか、あるいは新商品の開発の御支援ということで、農産品もございますし、あるいは工業製品の販路拡大等々についても御支援を申し上げているところでございます。それから4番目になりますのが、国内外から東北への観光のお客様を少しでも増やしていただくということで観光キャンペーンの事業と、そういう形でパッケージということでお示しを申し上げておりますのが64ページでございます。

65ページは、実は前回もお示しいたしました。私どもさまざまな法律あるいは方針、計画というものをそろえながら、政策を進めてございます。この方針あるいは計画をつくるに当たっては、申し上げるまでもありませんが、地元の自治体あるいは県と、かなりきめ細かく御相談を申し上げながらプランをつくり、そのプランに基づいて先ほどの施策あるいは予算の執行というのを行っております。お手元に参考1あるいは参考2ということで、このページにございます法律に基づいて作りました福島復興再生基本方針、それから避難解除等区域復興再生計画というのがございます。大部にわたりますので、時間の関係で御説明は御容赦をお願いいたしますけれども、御覧になっていただきますと、全体の福島の復興の再生の方針、あるべき姿に加えまして、各市町村ごとに公共インフラの復旧、あるいは生活環境につきまして、どういった項目をいつまでにどの程度ということを引きめ細かく方針あるいは計画に書かせていただいております。これに基づいて着実に進めていくというのが復興の全体の政策の概況でございます。

時間の関係で非常にポイントを絞って恐縮でございましたけれども、復興庁のほうからは以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○山田室長 厚生労働省保健指導室長の山田と申します。よろしく御願いたします。座って説明させていただきます。

私からは、前回の春日先生の御指摘を踏まえまして、被災者の健康確保に対してどのような対策をとっているのかということにつきまして御説明をさせていただきます。資料は67ページでございます。

東日本大震災により長期にわたる避難所、仮設住宅等での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐということは非常に重要な課題となっております。そういったことを踏まえまして、平成23年度第三次補正予算におきまして、29億円の基金を確保いたしました。この対象地域でございますが、下の四角の枠の左側にありますとおり、岩手、宮城、福島の3県を重点的に支援をするということでございます。現在、基金の造

成期間は平成25年度末までという形になっております。

事業の内容でございますが、こちらに、下のほうにありますとおり、まず一つは、保健師など、そういった健康確保に携わる人材の確保をするというための事業、それから継続的な巡回保健指導、こういったことに活用することが可能でございます。その他協議会の運営ですとか、あるいは、広く被災者の健康支援に資するというふうに自治体が認める事業について、幅広く活用が可能な基金になっております。

右側のほうに表が出ておりますけれども、これは、幅広く使える基金の中の一つの使い道として、人材確保という観点からまとめたものでございます。福島県におきましては、平成24年度において、この基金を活用していただきまして60名の人材の確保をしていただいております。表にございますとおり、保健師だけでなく看護師、准看護師あるいは栄養士、歯科衛生士といった専門的な人材をこの基金を使って確保していただいているというところでございます。

次の68ページでございますが、これ、実際に活用いただいている事例を写真も交えて図示させていただいているところでございます。例えば、福島県内での活用の事例を御紹介いたしますと、ある福島県の市におきましては、例えば仮設住宅などの居住者に対して、集団検診を実施いたします。その実施をする際に、まず一つ、個別の健康相談を同時に実施をする。そして、またそういった健康診断の結果に基づいて保健師等による生活習慣病の予防教室を開催するですとか、そういった形で活用させていただいている事例がございます。

次のページでございます。69ページでございますが、こういった基金の活用によりまして、健康確保事業を今後も引き続きできるようにしていただきたいという形で、福島県のほうから強い要望をいただいております。こういった要望を踏まえまして、復興庁の御協力も得て、平成26年度の予算要求において10億円、この基金を積み増しをするとともに、期間を延長するという事で要求をさせていただいているところでございます。

私どもといたしましては、今後とも引き続きこういった健康確保対策事業ができていくように力を尽くしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

ありがとうございました。

○中村(雅)課長 文部科学省官房政策課長の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。私からは、資料は71ページからになりますけれども、被災した子どもたちの教育環境整備に関する取組について御説明させていただきます。それでは、座って御説明さ

せていただきます。

被災した子どもたちの教育環境整備という観点から大きく三つに分けて御説明をさせていただきます。

一つは、就学支援でございます。これは72ページでございます。就学支援としまして準備でございますメニュー、四つ御紹介させていただきます。一つが授業料減免の措置でございます。それから大学等奨学金事業、それから被災地でのスクールバス等の購入の経費、それから被災児童生徒の就学支援の臨時交付金というものを準備いたしまして、学用品等の支給にもできるようにしてございます。

それから、二つ目の柱としまして、幼児児童生徒の心のケアと、それから教育支援というものを挙げてございます。一つは、緊急スクールカウンセラーの派遣ということでございます。それから、教職員の加配と書いてございますけれども、定員で定められている教員に対しまして、少し多くの先生方を派遣して、子どもたちに教えていただくというものでございます。大体これ、年平均で1,000人ぐらいでございますけれども、その中でも福島県については大体半分ぐらいというような人数になってございます。それから、復興教育支援事業、それから安全・安心のための子どもの健康対策支援事業というものがございまして、ここでは学校給食について1セットをとりまして放射線物質の測定検査などを行ってございます。これにつきましても福島県における回数を一番多くということで運用しているところでございます。それから平成26年度概算要求では、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業というのを計上してございまして、ここでは、子どもたちを自然の場で広く遊んでいただこうということで、自然に触れる機会をとっていただいております。

それから、最後に挙げてございますのが、復興を支える人材の育成など、地域における暮らしの再生ということでございます。下のほうにはちょっと事例を書いてございますけれども、コミュニティでさまざまな活動をなされてございますけれども、その活動の支援を行うということをしてございます。

最後に書いてございますのが、東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業と書いてございますけれども、復興に携わる専門家、さまざまな方が必要というふう聞いてございまして、主に専修学校等を活用させていただきまして、そこでさまざまな職能支援をさせていただいているところでございます。ここで育った方がまた復興の場所において活躍していただけることを期待しているものでございます。



以上でございます。

○太田課長 農林水産省食料安全保障課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、前回御指摘がありました一次産業への支援につきまして、農業、林業、水産業の各分野における取組を御紹介させていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

資料4-4をめくっていただきまして、76ページ、77ページの見開きで説明をさせていただきます。

まず、農業分野でございます。農業分野につきましては、農地除染の技術開発等を実施しております。表土を削り取る、それから反転耕——反転耕というのは表層部と深層部を引っくり返すことでございますが——このような方法で農地の放射性物質を薄めたり取り除いたりという技術開発を実施しております。それから、放射性物質の検査や吸収抑制対策、避難指示区域における営農再開等の取組への支援といったことが主な内容になります。

除染技術の開発につきましては、確立された技術を現場に導入するということが重要になりますので、環境省とも連携し、除染関係ガイドラインへの反映などを通じて、現地における除染を推進しているところでございます。

除染が終わりますと、その次に農産物を栽培するということになります。農産物を栽培する際には、放射性物質を低減する対策を実施しております。資料には米を例にして記載してございますが、カリウムを肥料として投入いたしますと、放射性セシウムの吸収が抑制されるということがわかっておりますので、そういった栽培管理を推進しております。収穫後の放射性物質の検査につきましては、米の場合、全袋検査と申しております。全ての袋ごと、30キロの袋ごとに放射性物質の検査を行っております。また、検査結果に応じた出荷制限等によって、食品の基準値を超過する米が流通しないように取り組んでおります。米以外につきましても、例えば果樹であれば、樹体表面の粗皮を剥ぐ、あるいは、高圧水によって樹体を洗浄するといった方法で放射性物質の低減対策を進めているところでございます。

また、避難指示区域では、長期の避難によりまして営農が中断されております。このような地域での営農再開に向け、24年度の補正予算で福島県に基金を造成してございます。この基金により、除染をした後の農地の保全管理や鳥獣被害対策、それから、営農再開に向けての試験栽培など、営農再開を目的として行う一連の取組を切れ目なく支援しております。

このような中、資料に書いてございますように、広野町、田村市、川内村で米の作付が本格的に再開をされております。また、川俣町ではトルコギキョウの実証栽培が開始されるなど、営農再開に向けた動きが出てきております。

このほかには、先ほど復興庁からの説明もありましたように、風評被害対策として、「食べて応援しよう」というキャッチフレーズの下で様々な取組を行っております。

次に、林業分野の取組でございます。ページとしては見開きの下のほう、77ページでございます。森林除染につきましては、森林内の放射性物質の拡散防止等の技術開発・実証に取り組んでおります。

また、放射性物質の影響がある地域の森林につきましては、なかなか手が入れないというような実態がございます。そのままでは、山が荒れてしまうということになりますので、福島県などの公的主体が間伐などの手入れをすることと、放射性物質が付着した枝葉を処理したり、あるいは、木柵などの拡散抑制対策をとるといった放射性物質対策を一体的に行う実証事業に取り組んでいるところでございます。

それから、原木きのこなどにつきましては、放射性物質の影響で現在も多くの地域で出荷制限が行われております。食品の基準値を超えないきのこが生産されるように、安全なきのこ原木等の導入や放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等に取り組んでございます。

最後に水産業分野の取組でございます。水産業の分野では、水産物の放射性物質濃度の把握を通じまして、安全性を確認しつつ、漁業再開に向けた段階的な取組を支援しようという方針でございます。現在、福島県沖の漁業につきましては、試験的に操業しているものを除きまして、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛されております。

こうした中で、漁業再開に向けた動きとして、24年6月から試験操業が開始され、その海域や対象魚種を徐々に広げてきているところでございます。また、御承知のとおり、今回の汚染水問題を受けまして、9月から予定をされておりました試験操業の再開が見送られることになりました。これにつきましては、9月下旬から試験操業が再開されるということで、引き続き、水産物の安全の確認に万全を期した上で、漁業の再開に向け、試験操業の海域や魚種の拡大に向けた取組が円滑に行われるように支援をしております。

参考として、77ページの下のほうに除染の進捗状況として、農地・森林それぞれの数字を記載しております。森林につきましては、住宅近傍20mのデータでございまして、全ての森林のデータではございませんが、このような状況となっております。それぞれ市・町

ごとに状況は大きく異なっておりますけれども、それぞれの置かれた状況に即しまして、きめ細かく対策をとっていくということでございます。

また、原子力損害賠償につきましても、農林漁業者が被害者になってございます。その賠償を適切かつ速やかに受けられるように、東京電力に働きかけるといった取組も行っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。こちら側のちょっと不手際で時間がもうかなりオーバーをしているんですけれども、今、御説明をいただきました内容について、恐らく多分ここにいらっしゃる方は未消化でいらっしゃると思います。恐らく、また次の機会に必ずまた来ていただけると思うんですけれども、この場でとりあえず、まず聞いておきたいようなこととかというようにございまして、各メンバーから一言ずつ。

○丹羽特命教授 各省庁からのご参加ありがとうございます。ただ見える省庁もあるんですが、見ない省庁がある。何が見えないかと言いますと、取組がどういうニーズに基づいているか、そのニーズの吸い上げのシステムがあるか、の点です。どのような要求があるから、このようにやるのだというのが見えますと、我々も非常に安心します。というのも、単に省庁サイドで考えられて、それで対策と称して現場にぼんと落とすと、なかなか難しいところができるというところを危惧しての質問でございます。

○星理事長 ありがとうございます。ちょっと簡潔に2点。1点は、子どもの交流事業みたいなのをやると文科省さんはおっしゃっています。うちの近隣からも遠くに、遠くは沖縄まで行っているのもあるようですけれども、いろんな団体が子どもたちを連れていってくれるのは大変ありがたいんですけれども、行った先で、いろいろかわいそうだねと言われて帰ってくると、かわいそうなんだな、私は、というようなことで、とても行っている間はいいんですけど、帰りたくないとか、帰ってきてから落ち込むみたいな話をよく聞きます。

ですから、できれば多くの人たちに来ていただくと。別に、自然の中でなくていいので、我々の生活環境で一緒に遊んでもらうというだけで私は十分だろうと思いますので、もしお金を使うのであれば、遠くに飛行機で行ったりしないで、というのは、行ける人は限られていますし、影響から考えれば、外から来てくれる人が来れば、1クラスみんな喜びますので、ぜひともそういう方向でやってほしいというのを1点お願いをします。

それから、話がちょっとあれなんで、時間がないのもう1点言わせてください。今の

話で、屋内運動場の話がありました。当初、私が県の復興会議で言ったときは、けんもほろろで、なんでそんなことをしないとあかんのという顔をされたんですが、復興ヨウマンできたらいつの間にか、みんな真似してつくって、いつの間にか予算をつけて、俺がやったみたいな顔をしていますけど、あれは違いますからね、言うておきます。あれは、復興庁の予算がついたからやったんじゃないで、地元の人たちが何とか子どもたちを遊ばせないという気持ちから始まって、それを取り上げてもらったので、そういうことはこれからもあると思います。ぜひお願いしたいと思います。

同じことを、僕、言うていって、この間から全然聞いてもらえていないことがあるので申し上げておきますが、先ほど医療被ばくの話が出たのでそのときに話そうと思ったんですけども、医療被ばくの問題、僕は非常に最初から心配をしていて、医療被ばくを忌避するんじゃないか、必要な検査を回避するようになってはいけないというふうに思いまして、これも何度も発言をして全然無視されたんでもう一回言いますけれども、新しい機器のほうが、低放射線量で検査ができるというのが一般にですけれども、ですから、その機械に何かインセンティブを与えてくれないかという話をしましたが、いまだ1回もうんと言ってもらえていないので、どこに言うていいのかわかりませんから、ここで言うことにしました。ぜひともお願いをしたいと思います。

もう1個だけ言わせてください。先ほど保健師さんたちをいっぱい育てているとか教育するとか連れてくるとか配置するとかという話がありました。場当たりのやるのではなくて、これ、やっぱり全県下でやってほしいと僕は思っています。これをやっぱり市町村なら市町村、保健所なら保健所を窓口で、対人サービスだけでなく、多分、保健所というのは対物サービスもありますし、今、市町村でもいろんな環境の問題や物や食べ物やさまざまなことをやっていますから、対物サービスと対人サービスを統括するような活動にしてほしいです。断片的なものではないものしてもらおうような努力を環境省さんと、多分、厚労省さんとの共管だろうと思います。保健所の機能や市町村のそういった機能を生かしていただくのと、それをセンターでコントロールしたり、情報基地になったり、教育をしたりするような、できれば国営でと、僕は前から言うていますが、そういうセンターのようなものをつくっていただいて、県内で行われるさまざまな保健事業や対人、対物サービス全体のレベルを上げたり、モニターをしたり、あるいは、てこ入れをしたりというようなことができるような仕組みを私はぜひともつくっていただきたいと思ひまして、先ほどの紙でいう最後(5)というところに書いてあったことが、まさに私がイメージ

をしているものに一番近いのかなと思っています。

ですから、単純に何かを、でっかいセンターをぼかんと建ててくれという話じゃなくて、きっと今いろんなところでやっている細かな努力がみんな結びつく、それも結びつくというと、必ずITを使ったとか、何がどうしたというんですが、そんなことじゃなくて、もっと顔と顔が見える福島県内の話ですから、みんなが集まってそういったことが一緒にやれるような環境をつくるような、そういう下地をつくってもらいたいと、そのように思います。

すみません。いっぱい言って申し訳ないです。

○森口教授 資料4のシリーズの御説明についてもいろいろもちろんお伺いしたいことがあるわけですが、資料3のシリーズあるいは前回の御説明も含めて、各省からそれぞれ御説明いただければ我々もいろいろ聞きたいことは出てきます。ただ、やはりそれを事細かくやっていると、限られた時間の中で我々のミッションというか、ゴールになかなか近づかない。その一方で、これまで逆に言えば、こういう場以外で各省が何をやっているかということ、全体を見渡す機会も多分なかったんだと思います。そういう意味で、今回つくっていただいた資料、この2回の営みというのは決して無駄ではなかったと思うんですけども、これをいつまでもやっているわけにはいかない。それは、春日委員がおっしゃったことなんですけれども、今日の資料で言えば4ページですね。冒頭のほうにあった対策にどう結びつけるために、それぞれの地域・地域のニーズにどう結びつけていくのかということの議論にもう少し絞りたい。これは、我々は各省でこれをやっていますよということのある種の展覧会みたいになっていて、本当にニーズに合っているのかどうかというのはちょっと懸念いたします。

そういう観点で、ちょっともう時間は限られているので、これ、多分、最後の発言の機会になると思うので、幾つか申し上げたいんですけども、さっき丹羽先生がおっしゃった個々人の思いとコミュニティ、あるいは市町村として意思決定みたいなものですね。その選択の間にはギャップがある可能性があると思います。全体として言えることは、この場では、外部専門家と国の各省の間でやりとりをしていて、その当事者が見えないんですね。被災者の方々、あるいは、避難指示の解除の話をしているわけですけども、避難指示を解除してもいいよという話は、国からおっしゃるのかもしれませんが、私の理解では、最終的に解除をされるのは市町村長の権限でおやりになるのかなと、これは間違っているかもしれません。そこはちょっと次回にまた教えていただきたいんですが、そういう手続

として、国が何を決めて、市町村長はどう決めるのか、市町村長が決める際に、じゃあ個々の住民の意向の違いというのはどうなるのか、じゃあ、違う選択を望まれる方々の間でのある種のコンフリクトみたいなものが起きないのかどうか、そういったことを非常に多分、丁寧に見ていかなきゃいけない。そういう議論が、多分、2回の議論から全く欠落していて、それぞれ縦割りでこれをやっていますよという話しかなかなか見えないわけです。だから、ぜひ次回はそここのところに進んでいただきたいなと思いますし、そういう意味では、ぜひやっぱり関係省庁の方々にも地元の方が何を考えておられるのかという生の声を聞いていただきたい。ここへ来ていただくのか出向くのか、出向いたほうがいいと思うんですけども、そういうことで地元の方々、もちろん帰還されたい方もおられれば、前回申し上げたように、帰還以外の選択をされたい方もいらっしゃると思います。そういうさまざまな思いを持っておられる方の御意見を聞いていただきたいと思いますし、一方で、市町村は行政体としてまた別の思いを持っておられるかもしれない。ですから、そういった市町村、地方自治体、あるいは県も含めてかもしれませんが、そういったところの間で比較的早い段階で議論をしておきませんと、ちょっと当事者からかけ離れた議論をここでしてしまいかねないので、そここのところは次回以降、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

○春日部長 短く申し上げます。厚労省からの御説明をお聞きしまして、星先生がおっしゃることと同じなんですけれども、その前に御説明いただきました環境省からの取組とぜひ連携して進めていただきたいというふうに感じました。

それから、復興庁から御説明いただきました基本方針ですけれども、これは、かなり重いものですね。閣議決定されたものですね。そういう重い形で福島県全体に対する対策が考えられているということはわかりました。であれば、もう一つ教えていただきたいんですが、福島県外も含めて、この原発の影響をどう国として総括的に扱っているのかという、そういうグランドデザインですね。それもお示しいただけたらというふうに思います。そうしますと、私たちが、その中でどこを扱って議論しなければいけない立場にいるのかということがよりはっきりしてくるというふうに思います。

最後に、今日はもう御説明いただいたことに対する御質問とかコメントで終わってしまいそうなので、ぜひ次回、もう少し踏み込んで、私たちそれぞれの専門の立場から具体的なリスク、低減防護対策、どういうことが御提案できるかという、そういう議論をさせていただければというふうに思います。

○中村委員 ありがとうございます。

今の4名の方からのことで、今すぐちょっとこの場で答えるという形のものがあればお聞きいたしますけれども。

○星野参事官 座ったままで恐縮です。復興庁です。時間の関係で本当に手短かに申し訳ございません。

先ほど森口先生のほうから御指摘いただきました住民の方々のニーズをとということで、先ほどの住民意向調査というのを復興公営住宅、長期避難の方々の背景で御説明申し上げましたけれども、そのアンケートの中には、現時点で個別の、一人一人の住民の方に御帰還をされたいか、それとももう御帰還はされないと決められているか、アンケートをとりますと、まだ決めかねていると、判断がつかないというような方を定量的に把握してございます。もちろん、それだけで十分ということはありませんけれども、極力、今、御指摘がありましたような住民の方々の御意向に添った形で進めている部分がございます。

それから県外のことにつきましても、除染ですとか健康の影響とかさまざまございます。これは、関係省庁と相談をしながら進めてまいっているところでございます。

○山田室長 厚生労働省の山田でございます。

御指摘は大きく二つ、ニーズに添った形ということと、それから、関係省庁との連携をしっかりとという御指摘だと思います。しっかり私ども心してまいりたいと思っております。

私どもの基金も、特に県、自治体のほうから特に御要望を受けて私どもとしても確保しているものですので、今後も、従前もそうですけれども、県のほうで開催されております、そういった被災者対策の協議会などに私ども出席させていただいて、お話を伺ったりしておりますので、今後もそういったことを続けて対応していきたいというふうに考えております。

○中村(雅)課長 文部科学省でございます。

先ほどのリフレッシュ・キャンプについて話をいただきましたけれども、私ども、子ども自然体験活動については、これからも地元のニーズを聞きながら対応していきたいと思っております。

これまでも県や教育委員会等から御意見を聞いて取り組んでまいりました。今後も地元の意見を聞きながら、その中でできるだけいいものにしていきたいというふうに思っております。

○丹羽特命教授 先ほど星野様からお答えいただいたんですが、決めかねておられるというのは、結局、自分でデザインできないというのは、取組方が見えないから、当然、決めかねるわけなんです。

そうすると、何が大事かということは、そのところで前から時々この文章にも出てきますセルフ・ヘルプ、自分で自分の状況をコントロールできるかというふうなものがない限りは、決めかねざるを得ないわけです。だから、単にアンケートをとって決めかねているという、その数字で動かすのではなくて、じゃあ、その決めかねている方がどういうことで決めかねておられるのか、それから、取組がちゃんとできるような道筋をやはりお見せするとか、そういうような形で、実際、帰らない、いや、帰るといふような形がようやくデシジョン・メイキングができる状況ができると思います。

だから、ぜひともプロセスが大事で、単にものが上がってくるだけじゃないんですね。そこへ行く過程がないと、我々、人間は動けません。だから、道筋が見えるような形で住民の方々と接していただきたいと思います。

○星野参事官 まさに、先生御指摘のとおりでございます。今回のアンケートも舌足らずで恐縮でございますが、御帰還の判断をしかねる方々にどういった理由でというのもアンケートでとらせていただいております。その中の常に上位に、地域、市町村ごとにとっておりますけれども、常に上位に上がってきますのが、やはり健康への影響ですとか、放射線量の関係でございまして、それもありまして復興庁として今年3月に原子力災害対策本部に放射線量に応じた防護措置というのはどういうふうに考えればいいのかということをお要請申し上げて、その流れの中でこの検討チームが立ち上がったと理解しておりますので、しっかりとこの議論を受け止めさせていただきたいと思っております。

○森口教授 すみません。森口でございます。2点だけ最後に短く申し上げたいと思います。

復興庁がやっておられる意向調査、非常に重要だと思うんですけれども、その中で大変気になりますのが、帰還しない理由の中に、原子力発電所の安全性に不安があるからという御意見が結構ございます。これは、現在の問題が出るより前の段階でとられたことですので、ここの部分については、原子力規制委員会が一番直接に、ある種、責任を持って追っておられるところかと思っておりますので、このことはぜひ重く受け止めていただく必要があるのではないかなと思います。

もう一点、丹羽先生がおっしゃったことに尽きるかと思うんですが、第1回以降、帰還



ありきではなくて、それ以外の選択もできるように住民の意思を尊重してくださいということを申し上げているわけですけれども、一方で、いろんな情報をもとに、自分の判断で決めるということも非常にまた重いといえますか、それによってまた住民の方々に御負担をおかけするということもあると思います。ですから、自分の意思で選びたいという思いの方に、その機会を妨げてはいけません。けれど、どちらかというと、やっぱりある方に信頼をして、この方のやはりアドバイスを尊重しようというふうなお考えの方もおられるのであれば、それはそれでまた尊重するというところもあるのではないかと思います。

ですから、相当きめ細かな対応をする必要があるのではないかと思いますので、そのあたりも、選択してくださいと我々が申し上げたんで、それは、もう国も自治体も責任を持ちませんから皆さん勝手に決めてくださいと、これは極めて無責任で、そういうつもりで私が申し上げているのではないということだけはここで申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。時間がかかなりオーバーして申し訳ございません。1点だけ、今日、関係省庁の方に来ていただいたことに対してまず感謝を申し上げます。これは、やはり、今、丹羽先生とかほかの方々から話をされていますように、ここは六本木じゃなくて違うところなんです、こういう国からの一つの押しつけではない、こういうことを一つ一つ見える形、誰からのニーズ、こういう要望があつて、それに対して答えていく、それに対してまた反応があり、そのキャッチボールの中で皆さん方が納得をしながら、誰を信頼して誰の言葉を信頼して、そして、その中で御自分で決めていく手助けをするというような位置づけで考えていただきたいと思います。こちらが一方的に何かをしようとすることではなくて、あくまでも材料の一つです。

それに対しては、なぜこういう不安が出るのか、なぜこういうことに対して答えなければならないのか、データに対してどういうふうな説明をするのかといったような形で多角的に御検討をいただかなければなりませんので、今日の幾つかの内容に関しては、確かに放射線に関係していることではないかもしれない。けれど、原子力災害という、ここは、持った宿命として関係省庁を超えて、いろんな形で現場にいらっしゃる方々、それに関わっている方々の声は確実に聞いていただきたい。そして、それに対して確実に答えを出していただきたい。そのキャッチボールは、今後、ここで参加していただかなくても、この検討チームをずっと見て、その意味ではずっと一緒に参加していただきたいというふうに関係省庁の方にはお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、本日は、少なくとも先ほどの線量水準の線量の言い方については、もう一度書き直した形で先ほどの表とかといったようなものは、次回出していただきたいと思っておりますけれども、少なくとも一応の皆さんのコンセンサスとしては、この20mSv、この言い方は非常に気をつけなければいけませんけれども、それをもとに、まず帰還をするという選択肢を考える上での基準値という形にはしていただきたい。だけど、それは20mSvで止めるということでは決してありません。絶対に下げてください努力はしていただかなければいけないということは、ここで必ず申し上げたいと思っております。

それから、もう一つは、個人で線量を管理する、あるいは個人で線量を把握するといったようなものについても、先ほど少し話をさせていただきましたけれども、自分自身がどれだけ被ばくをしているのかということがわかるようなシステムというのは、この検討チームを支えていく上では必須の条件だと思います。その管理の仕方、理解の仕方、それからそのデータをどういうふうに検討したらいいかというようなことは、これから先、またこのメンバーの方に御意見を伺いながら、そのシステムづくりについてはいろいろ図っていかねばいけない内容ですけれども、少なくとも私たちは、もし自分たちがその場にいたら、その場で避難をさせられていたら、あるいは、その場で作業をしていたら、どのくらい浴びているかということは見たいと思っております。わかりたいと思っております。ですから、そのもとで押しつけの形で20mSvがどうのこうのというのではなくて、自分が被ばくをどのくらいしているかということ、残念ながら、今まではそういう状況にはありませんでした。しかし、こういう事故が起こった限りは、やはりどれだけの被ばくをしたかということは知りたい、わかりたいと思うのが人情です。と同時に、それがほかの人と比べてどのくらい高いのか、どのくらい低いのかということを知りたいのも人情だと思います。ですから、そういったような意味で個人線量というものが基本になって、これから先、検討を進めさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、これは、今回もそうですけれども、かなり時間を押して検討チームが開かれているんです。回数も限られていますし、今日も明石先生のように海外の御出張とかといったようなこともあって、なかなか人数がそろって御検討をいただくということが難しい状況ではあります。

したがって、いろいろな形でヒアリングをさせていただいて、そのヒアリングの結果は、この検討チームで御紹介するという形をとらせていただきたいと、これを並行してという形ですので、ここにいらっしゃるメンバーの方々も、この人から意見を聞いたほう

がいいんじゃないか、あるいは、この人からの声を聞いたほうがいいんじゃないかということでしたら、少なくとも私を中心としてこちらの事務方が手配をし、その方とお目にかかり、幾つかの質問内容を御提示いただければ、代弁していただき、その答えをもって次の、あるいは次の、そのまた次の検討チームで御披露させていただきます。ですから、今のお話の中で福島県に住んでいらっしゃる方とか、あるいはこういった専門家の方の御意見も聞いたらいかがかというようなことは御遠慮なく、私どものほうで何とかいたしますので、もちろん公開の場で呼んでいただくということもあれなんですけど、なかなか時間設定が相当難しいと思いますので、御示唆いただければと思っております。

また、同時に、関係省庁の方々もこういう方の意見もちょっと聞いてほしいというようなことがあれば、それをこちら側の原子力規制委員会検討チームのこの事務方のほうに言っていただければ、それもまたアレンジして、公開の場ではなく、また伺って質問内容といったようなものも伺って、検討チームの中で御披露させていただこうと思っております。

同時に、こちらのメンバーの方でも、またこの省庁の方で何かもうちょっと聞きたいということであれば、また御足労いただくことになるとは思いますけれども、その節にはどうぞよろしく願いいたします。

だんだんまとめるというのがなかなかできないものですから、今のところ、今回のまとめという形では、もちろん次に続けますけれども、そういう形で一応終わらせていただきたいと思うんですが、最後のほうで、これだけは今日中に言っておきたいというようなことがありましたら、何かございますでしょうか。

○星理事長 今日中に言っておきたいので言わせてください。

やっぱり例の中のお話が出てこなかったのが残念です。なんで知りたいのかということをやっとだけ説明させてください。どのくらい浴びているか云々という話は、本当にその近くに帰る人たちにとっては中で起きていること、そして、非常に大きな線量を浴びている人たちが元気で暮らしているのかどうかというようなことというのは、他人事ではないんです。

ですから、そういう意味で、帰還を目指す、それから比較的線量の高いところに戻るということを決意する人にとって、比較的というか、かなり高いレベルで浴びている可能性がある人たちの健康管理がどのようにされて、どのような結果が出ているのかというのは、自分が帰還をしたいとか、自分の行動を決める上でとても大切な情報で、その情報を私は知らせてほしいし、きちんと管理をして、管理といいますか、きちんとした形で私たちが

オンタイムで見れるようなことをお願いしたいという趣旨でありまして、何も中の管理がいいとか、悪いとかというようなことを申し上げるために言っているわけではないので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それから、せっかく来ていただいたのに変な事を言ってすみませんでした。決して、いや、先ほど、あなたが考えたことじゃないなんていうことを申し上げたんですけど、本当に地元では地を這うような努力を今も続けています。それで、声が届かないと今もやっぱり感じている人たち、たくさんいます。皆さんの、本当に協力をお願いしたいと思います。このことを申し上げたかったんです。よろしくお願いします。

○中村委員 ありがとうございます。今の星先生の最初のほうに関しては、もしできましたら、次のときにちょっと答えを御用意いただけると非常に助かりますので、また持ち帰っていただいてちょっと御検討を願ったらとは思っております。

それから、先ほどのように、やはり一方通行ではなく、これはボールの投げ合いです。ニーズがあって福島のこと、あるいは福島以外のところでも放射線の不安に駆られている人たち、その人たちの思いというのは十分受け止めてはいただきたい。ですから、そのことを踏まえて御議論をいただきたいということ、対応していただきたいということは重ねてお願いいたします。

次回に関しましては、今日おまとめいただいたりした内容について、幾つかまた宿題をいただきました。もう少し放射線の関係、規制委員会をお願いするようなこととかいったようなものをまとめさせていただき、また提示をさせていただき、検討させていただきたい内容というのを少し具体的に絞って書き換えて次回にまとめさせていただきたいと思います。

引き続き、いろんな方においでいただくことになるとと思いますので、その日程調整に関しましては、また事務方から御連絡させていただくと思いますので、できるだけ皆さんが御参加できるような時間に、あるいは日程にさせていただきたいと思います。

今日は完璧に1時間ぐらいオーバーして誠に申し訳ございません。次回からはぎりぎり30分オーバーにしようと思うんですが、だんだん原子力規制委員会は、これ以外にでも夜をかけて討論する番組みたいなものもあるんですけども、ここまで縛りつけて本当に申し訳ございません。皆さんの御意見をみんなに、福島の方、それ以外の方にも見ていただきたいがためのこういう形でしたので御容赦ください。よろしくお願いします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。長時間にわたりまして申し訳ござい

ません。ありがとうございました。